



発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

-

〔法規的告示〕
目次

農薬を登録した件（同一五三九）
農薬の登録が失効した件

官序報告

九州地方整備局公示（九州地方整備局）

最低賃金の改正決定に関する公表 (兵庫労働局最低賃金公示四)

採用候補者名簿の有効期間の満了

令和七年度の衛生管理者試験の実施に関する公示（国土交通省）

日本国に帰化を許可する件
(法務省告示配一一九)

資料

令和七年八月中国際收支状況（速報）

〔公告〕

諸事項

官 所 建設業の許可の取消処分、組合規約

人事異動

市 堺市 内閣 法務省 福岡県 仙台市 大阪

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、
清算、再生、所有者不明関係
特別
会社その他

法規的告示

○総務省告示第三百四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次とのおり公表する。

令和七年十月二十一日

(一) 政党的支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

日本維新の会参議院比例区第16支部
大津綾香後援会
水素で国民の健康を守る会
ゼロの会
柳桃会政治経済研究所

後藤 斎

代表者の氏名

解散年月日

○農林水産省告示第二十八号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改める。

令和七年十月二十一日

農林水産大臣 加藤 勝信
財務大臣 小泉進次郎

小林 宏
田中 聖二
田中 聖二
栗林 功

(令和)
六、一二、三一
六、一二、三一
六、一二、三一
六、一二、三一

八年を超えて十年以下	年一分五厘五毛
七年を超えて八年以下	年一分六厘五毛
五年を超えて七年以下	年一分三厘五毛
七年を超え八年以下	年一分四厘五毛
五年以下	利 率

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

八年を超えて八年以下	年一分五厘五毛
六年を超えて八年以下	年一分三厘五毛
四年を超えて九年以下	年一分三厘五毛
八年を超えて九年以下	年一分四厘五毛
五年以下	利 率

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

一 (略)

二 改 正 前

一 (略)

二 改 正 後

十三年を超える十五年	年一分八厘五毛
十四年を超える十五年	年一分八厘五毛
十五年を超える十六年	年一分九厘五毛
十六年を超える十八年	年二分五毛
十七年を超える十八年	年二分五毛
十八年を超える三十五年	年二分一厘
年以下	
十八年を超える三十五年	年二分一厘
年以下	

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。
2 この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

そ の 他 告 示

○外務省告示第四百六号

平成十年九月十日にロッテルダムで作成された「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」(以下「条約」という。)の附属書Ⅲの一部は、条約第二十二条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、令和七年十月二十二日に効力を生ずる。

(令和七年七月十日付け国際連合事務総長通報)

令和七年十月二十一日

外務大臣 岩屋 肅

附属書Ⅲの表中カルボフルランの項の次に次のように加える。

カルボフルファン

附属書Ⅲの表中エチレンオキシドの項の次に次のように加える。

カルボフルファン

四〇グラム以上(リットルにつき有効成分量六

製剤)

五五二八五一四一八

駆除剤

著しく有害な駆除用製剤

五五二八五一四一九

○外務省告示第四百七号

令和七年九月十六日にポートモレスビーで、パプアニューギニア独立国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する次の書簡の交換がパプアニューギニア独立国政府との間に行われた。

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたしました。本官は、日本国政府の代表者とパプアニューギニア独立国政府(以下「被供与国政府」という。)の代表者との間で、パプアニューギニア独立国(以下「被供与国」といいう。)の安全保障上の能力及び抑止力の向上を目的として行われる日本国との協力に関して最近行われた

1 日本国政府は、法の支配に基づく平和、安定及び安全の確保、人道目的の活動又は国際平和協力活動を目的とした被供与国政府による安全保障上の能力強化に係る計画(以下「計画」という。)の討議に言及するとともに、日本国政府に代わって次の了解を提案する光榮を有します。

実施に寄与することを目的として、被供与国政府に対し、日本国との関係法令及び予算に従つて、四

億円(四〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)の贈与(以下「贈与」という。)を行う。計画は、情報収集、警戒監視、偵察、輸送、法執行、人道的援助、災害救助若しくは国際平和協力のために、又は計画の範囲内において両政府が決定する他の適当な目的のために実施される。計画は、両政府の関係当局で作成され、及び必要に応じ修正される文書で定める。

2 (1) 贈与及びその利子は、被供与国政府により、適正に、かつ、専ら計画の実施に必要な生産物又は役務であつて両政府の関係当局間で相互に合意する表に掲げるもの(以下それぞれ「生産物」と及び「役務」という。)を購入するため、及び計画の実施に必要な手数料を支払うために使用される。ただし、生産物は、調達適格国において生産されるものとし、役務は、調達適格国の国民によつて提供されるものとする。

(2) (1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意により修正されることがある。

(3) (1)に規定する調達適格国範囲は、両政府の関係当局間で別途の文書により合意される。

被供与国政府は、この了解の効力の生ずる日の後一箇月以内に日本国にある銀行に被供与国政府の名義で円普通預金勘定(以下「勘定」という。)を開設し、かつ、勘定を開設した日の後十四日以内に日本国政府に対し勘定を開設するための手続を完了した旨を書面により通告する。

(2) 勘定の目的は、(4)に規定する日本国政府が払い込む日本円を受領すること、生産物又は役務の購入に必要な支払を行うこと及び両政府の関係当局間で別途の文書により合意されることがある。その他の支払を行うことに限られる。

日本国政府は、(3)(1)に規定する書面による通告の受領の日から二千二十六年三月三十一日までの期間に、1に規定する金額で払い込むことにより贈与を実施する。当該期間は、日本国政府の関係当局の決定により延長することができる。

(3) (1) 被供与国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 生産物又は役務の購入及び(2)(1)に規定する手数料の支払をいつでも行うことができるよう、両政府の関係当局間の相互の同意により延長されない限り、贈与が実施された日の後十二箇月以内に贈与及びその利子が勘定から完全に払い出されることを確保すること並びに計画の完了後に残額を日本国政府に払い戻すこと。

(b) 生産物又は役務の購入に関して被供与国において課される関税、内国税その他の財政課徴金が免除されることを確保すること。

(c) 贈与及びその利子の使用に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。

(d) 贈与及びその利子が生産物若しくは役務の購入及び(2)(1)に規定する手数料の支払に完全に使用された場合又は日本国政府から要請があつた場合には、勘定に関する取引について、日本国

政府に対し、関連する取引についての契約書、証書類その他の文書の写しを添付の上、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を遅滞なく行うこと。

(e) 日本国と被供与国との間の多年にわたる友好関係の促進及び強化を考慮しつつ、生産物又は役務が、被供与国政府により、専ら計画の実施を目的とする活動のために適正かつ効果的に、並びに国際連合憲章の目的及び原則に適合する方法で、維持され、及び使用されることを確保すること。

(f) (g) (f)の規定を適用するほか、日本国政府の事前の同意を得ないで、生産物又は役務が被供与国政府以外の者に移転されないようにすること。

(h) 日本国政府の書面による事前の同意を得ないで、生産物又は役務が被供与国政府に属する者に移転されないようにすること。

- (1) (k) (j) (i) 計画の実施に必要な配電、給水、排水その他の付隨的な諸施設を提供する。被供与国における生産物の速やかな積卸し、通関及び国内輸送を確保する。
- (2) 生産物又は役務の供給に関するものとされ、日本又は第三国の自然人に対する作業の遂行のため被供与国への入国及び被供与国における滞在に必要な便宜を与える。
- (3) 生産物又は役務に関する秘密情報を適切に保護する。
- (4) 被供与国政府は、日本国政府に対し、贈与及びその利子並びに生産物又は役務に関する必要な情報の提供を提出する。
- (5) 被供与国政府は、生産物の海上輸送及び海上保険に関する公正かつ自由な競争を妨げることがあるいかなる制限を課さないことも差し控える。
- (6) 被供与国政府は、日本国政府が行う生産物又は役務の状況(生産物又は役務が(1)-(e)の規定に従つて使用されているかどうかを含む)を確認するためのモニタリング及び計画に関する情報の開示のために協力し、及び必要な措置(生産物又は役務に関する必要な情報の提供及び現場への立入りの許可を含む)をとる。
- (7) 被供与国政府は、この了解に適合しない行為を禁止し、及び防止するために必要な措置をとる。
- (8) 両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることがあるいかなる事項についても相互に協議する。
- 本官は、更に、この書簡及び被供与国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。
- 本官は、以上を申し進めるに際し、(1)に閣下に向かつて敬意を表します。
- 二千二十五年九月十六日にポーランドスキー
- パプアニューギニア独立国
外務大臣 ジャステイン・トカチュハノ閣下
(パプアニューギニア側書簡)
- (訳文)
(日本側書簡)
- 書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したいことを確認する光榮を有します。
- 本大臣は、更に、パプアニューギニア独立国政府に代わって前記の了解を確認する」とともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。
- 本大臣は、以上を申し進めるに際し、(1)に貴官に向かつて敬意を表します。
- 二千二十五年九月十六日にポートモレスビーで
パプアニューギニア独立国
外務大臣 ジャステイン・トカチュハノ

○農林水産省告示第十五四三十八號
出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法(平成十年法律第八十二号)第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。
令和七年十月二十一日

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Fragaria L.	A13 29MC	Maria Ciscar S.A. Carretera de La Redondela, s/n numero, Lepe, Huelva, Spain	第35860号 令和7年8月12日
"	A13 26MC	"	第35861号 令和7年8月12日

○農林水産省告示第十五四三十七號
出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法(平成十年法律第八十二号)第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公示する。
令和七年十月二十一日

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Camellia L.	ヒライ Hirai	平井 澄農 埼玉県深谷市上野台76-1	第31625号 令和7年8月4日
Eremophilta R. Br.	ホイップクリーム	角田俊則 群馬県沼田市岡谷町387	第34552号 令和7年8月6日
Mentha L.	KRTM-01	金子諒平 埼玉県北葛飾郡杉戸町本郷202-10	第35436号 令和7年8月25日
Rosa L.	RSTQ-005	株式会社ROSETIQUE JAPAN 東京都世田谷区等々力六丁目2番3号 等々力アーモンド2-B	第37444号 令和7年8月19日

○農林水産省告示第十五四三十八號

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)第五条第九項の規定に基づき、令和七年七月一日から同年九月三十日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。
令和七年十月二十一日

令和7年10月21日 火曜日

○農林水産省告示第十五四十九号
農業取締法（昭和二十二年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年十月一日付けを
おつて次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公表する。

令和七年十月二十一日

登録番号 農業の種類 農業の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所
24986 ダイムロン・フェンキ ラオウ豆つぶ250 東京都台東区池之端一丁目4番26号、ク
サスルホン・フェンキ ノトリオノ・ベンスル ミアイ化学工業株式会社 代表取締役社長 横山優

24987 ダイムロン・フェンキ ラオウジヤンボM
サスルホン・フェンキ ノトリオノ・ベンスル フロンメチル剤24987 ダイムロン・フェンキ ラオウジヤンボM
サスルホン・フェンキ ノトリオノ・ベンスル フロンメチル剤

○国土交通省告示第九百六十六号
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の九の規定により、同規則第十八条の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があったので、同規則第十八条の十八第一号の規定により、公示する。

定により、公示する。

令和七年十月二十一日

登録番号 23

登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人 全国タクシーアイド連合会

変更後の代表者の氏名 中川 信

変更年月日 令和七年七月十日

○国土交通省告示第九百六十七号
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第五号に掲げる事項の変更の届出があつたので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

令和七年十月二十一日

一 登録番号 補・第一一五号

二 登録養成施設の名称 国土交通大学校

三 変更後の養成施設の長の氏名 大澤 一夫

四 変更年月日 令和七年十月一日

令和七年十月二十一日

一 登録番号 補・第一一五号

二 登録養成施設の名称 国土交通大学校

三 変更後の養成施設の長の氏名 大澤 一夫

四 変更年月日 令和七年十月一日

○東北地方整備局告示第七十八号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十一日から一週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十一日

一 路線名 供用開始の区域 間 図面縦覧場所

二 三 号 番一まで 湯沢市小野字橋本一一〇番から同市桑崎字上谷地二六一 東北地方整備局及び同局湯

供用開始の期日 令和七年十月二十一日 沢河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十九号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十一日から一週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十一日

一 路線名 一般国道 四号

二 三 号 道路の区域

四号 区

五 供用開始の期日 令和七年十月二十一日

六 供用開始の区域 東北地方整備局長 西村 拓

七 供用開始の区域 東北地方整備局長 西村 拓

八 供用開始の区域 東北地方整備局長 西村 拓

九 供用開始の区域 東北地方整備局長 西村 拓

十 供用開始の区域 東北地方整備局長 西村 拓

十一 供用開始の区域 東北地方整備局長 西村 拓

十二 供用開始の区域 東北地方整備局長 西村 拓

（備考）（ ）は国内管理人の氏名及び住所である。

○経済産業省告示第十五四十九号
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第一百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同法第十三条の規定により、公示する。

その災害及び地域を次のように指定する。

令和七年十月二十一日

経済産業大臣 武藤 容治

災害名 地域 指定の期間

令和七年九月二十一日からの大雨に 三重県 四日市市

令和七年九月二十一日から一月二十日まで

令和八年一月二十一日から一月二十日まで

メートル

キロメートル

メートル

キロメートル

メートル

キロメートル

官 庁 報 告

認証官任命式
十月十六日午後七時四十五分、宮中において、
特命全権大使鷺見周久、同佐野豪俊、同前川信隆、
同丸山浩平、同仲條一哉、同野村護、同平野隆一、
同市川恵一、同久野和博、同米谷光司、同戸島仁
嗣、同石橋洋信及び同閔口昇の認証官任命式が行
われた。

皇室事項

(村山市消防司令)	穂葉 真樹	根本富士雄 米田 龍三
剣持 豊彦	小西 晃	實松 浩洋
丸山 貢	吉田 政勝	
瑞宝單光章を授ける（各通）（以上九月十三日）		瑞宝單光章を授ける（各通）（以上九月十五日）
（東京大学名誉教授）	倉光 修	清水紀久男
（名古屋市立大学名誉教授）	松井 宣夫	西山 克郎
瑞宝雙光章を授ける（九月十七日）		

九州地方整備局公示
道路法（昭和二十七年法律第百八十一号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

官 庁 事 項

九州地方整備局公示

国道

戊

備考

(四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(七) (六)	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、 おける被害の拡大を防止するため。
占用の制限の開始の期日	令和七年十月二十二日	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

状 告

最低賃金の改正決定に関する公示

兵庫労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、兵庫県塗料製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年10月21日

兵庫労働局長 金成 真一
第4号中「1時間1,099円」を「1時間1,158円」に改める。

附 則

この決定は、令和7年12月1日から効力を生ずる。

圖 標 証 錄

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則8-12（職員の任免）第14条第1項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和7年10月20日をもって満了した。

令和7年10月21日

人事院事務総局人材局企画課長 澤田 晃一
記2022年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）
法務区分

令和7年度の衛生管理者試験の実施に関する公示
船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和37年運輸省令第43号）第11条の規定に基づき、令和7年度の衛生管理者試験の実施について次のとおり公示する。

令和7年10月21日

国土交通大臣 中野 洋昌

1. 試験日及び時間

令和7年12月8日（月）

筆記試験（労働生理、船内衛生、食品衛生、
疾病予防、保健指導、薬物、労働衛生法規）

10:00～12:00（2時間）

実技試験（救護処置、看護法）

13:30～17:00（3時間30分）

2. 試験地

神奈川県横浜市関東運輸局（神奈川県横浜市
中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎）

3. 受験手続

衛生管理者試験受験申請書に必要事項を記入し、関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（神奈川県横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎）に提出すること。

なお、郵送により申請する場合は、書留郵便にて送付すること。また、受験票を郵送するので、定形郵便用サイズで宛先を記載した返信用封筒及び郵便切手460円分を同封すること。

4. 受験手数料

5,400円に相当する収入印紙

5. 受付期間

令和7年10月21日（火）から令和7年11月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで。

なお、郵送による申請の場合は、令和7年11月21日（金）の消印のあるものまで有効とする。

6. 合格者の発表日時及び場所

合格者の発表は、令和8年1月15日（木）午前10時に、国土交通省海事局及び関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課において発表する。

7. その他

受験手続の詳細については、国土交通省ホームページ（<https://www.mlit.go.jp/about/file000070.html>）に掲載する受験案内を確認し、不明な点がある場合は、国土交通省海事局船員政策課又は神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課に問い合わせ可能である。

檢索結果

検索結果
件数: 111 件
検索条件: 横浜市中区
住所: 横浜市中区
洪誠森 平成13年6月4日生
住所: 埼玉県戸田市
趙盛宇 平成2年5月9日生
住所: 千葉県松戸市
ジャムナ・ガウタム 昭和63年1月19日生
住所: 東京都足立区
王培培 平成3年1月3日生

住所 東京都練馬区

劉洋濤 平成6年10月10日生

住所 大阪市城東区

アンドレス・フェリペ・アルバレス・ブイト
ラゴ 平成7年4月23日生

住所 岩手県盛岡市

陳硯武 令和3年3月2日生

住所 群馬県利根郡みなかみ町

アマエラ・タムラカル 令和6年7月3日生

住所 東京都北区

李佩蓁 平成7年2月4日生

住所 千葉県長生郡一宮町

エムディ・ナヒン・イスラム・シブリ 昭和63年12月31日生

クムクム・アハメド 平成元年10月11日生

ニック・ラヤン 平成31年1月28日生

ザヤン・シブリ 令和6年2月21日生

住所 山梨県南都留郡忍野村

卓新民 平成2年4月28日生

住所 神奈川県海老名市

応余雨 平成8年1月23日生

住所 東京都板橋区

トルケル・ヒディル・ビレン・オラク 昭和62年2月23日生

住所 茨城県神栖市

ジャニス・パロモ・マエゾノ 昭和58年12月7日生

住所 茨城県取手市

陸雯 平成2年2月10日生

住所 茨城県土浦市

コワタ・ルシアナ・エミ 昭和63年7月5日生

住所 茨城県水戸市

朴慧敏 平成15年8月6日生

住所 大阪市淀川区

慎富吉 平成5年7月18日生

住所 さいたま市桜区

姜千明 平成9年2月18日生

住所 山口県岩国市

張海燕 昭和46年5月30日生

住所 茨城県神栖市

ラファエル・ナオユキ・カワノ 平成17年8月28日生

住所 兵庫県加古川市

朴優泳 昭和63年4月7日生

住所 青森県上北郡六ヶ所村

李正樹 昭和61年9月3日生

住所 愛媛県新居浜市

鄭壽子 昭和17年8月10日生

李相守 昭和55年8月17日生

住所 愛媛県新居浜市

李相勲 昭和50年6月5日生

住所 静岡県駿東郡長泉町

河知子 昭和54年5月17日生

住所 静岡市駿河区

周紹玉 平成8年4月27日生

住所 香川県高松市

マイラ・グレース・アウエ・オオタ 平成12年5月2日生

住所 東京都東久留米市

陳晶晶 昭和63年12月23日生

住所 長野県中野市

朱景德 昭和46年1月28日生

張立華 昭和59年10月4日生

朱嘉聰 平成19年4月3日生

朱雨欣 平成22年10月18日生

住所 千葉県袖ヶ浦市

ポウ・ズ・ザン・トゥン 平成4年6月22日生

住所 千葉県四街道市

ジョナサン・メーソン・アンダーウッド 昭和62年1月5日生

住所 千葉県館山市

ラジュ・クマル・タバ 平成7年1月25日生

サラニヤ・タバ 令和6年9月6日生

住所 千葉市稲毛区

マウリシオ・サダオ・ヤマイ 昭和55年5月28日生

住所 千葉市花見川区

翁麗麗 昭和61年2月8日生

住所 静岡県榛原郡吉田町

フラビア・アリアナ・タグレ・バスケス 平成15年2月20日生

住所 さいたま市西区

ビクラント・カルキ 平成2年8月11日生

住所 埼玉県川口市

鐘增雲 昭和61年4月3日生

傅亮星 平成20年7月7日生

傅莘雅 平成27年7月1日生

住所 埼玉県越谷市

カウサル・アハメド 平成2年1月14日生

アラファト・アハメド 平成29年12月28日生

住所 さいたま市浦和区 畢岩 昭和61年9月24日生
住所 埼玉県深谷市 劉貞玉 昭和32年8月12日生
住所 さいたま市浦和区 ヤ・ザー・ミン・ティン 平成8年6月5日生
住所 埼玉県所沢市 サム・ジュステイ 平成4年1月30日生
住所 神奈川県海老名市 朴素暎 昭和59年11月29日生
住所 横浜市鶴見区 姜花 昭和53年6月3日生
住所 相模原市中央区 エリキ・ユウジ・クロサキ 平成7年4月5日生
住所 横浜市保土ヶ谷区 趙曉磊 平成2年9月30日生
住所 横浜市瀬谷区 エイドリアン・マナラスタス・アラミス 平成18年5月2日生
住所 横浜市港北区 ユウジ・グレガナ・マナベ 平成8年12月20日生

総計

令和7年8月中国際収支状況(速報)

項目	8月	前月	財務省	
			(単位: 億円、%)	前年同月
貿易・サービス収支	-840	-8,849	-4,645	
(対前年同月比) ()	(-81.9) ()	(-15.0) ()	(-55.9)	
貿易 収 支	1,059	-1,894	-3,856	
(対前年同月比) ()	(-) ()	(-58.8) ()	(-48.5)	
輸 出	83,596	90,063	83,935	
(対前年同月比) ()	(-0.4) ()	(-4.9) ()	(6.2)	
輸 入	82,537	91,956	87,790	
(対前年同月比) ()	(-6.0) ()	(-7.4) ()	(1.5)	
サ 一 ビ ス 収 支	-1,899	-6,956	-790	
(対前年同月比) ()	(140.5) ()	(19.6) ()	(-74.0)	
第一 次 所 得 収 支	42,986	40,746	48,596	
(対前年同月比) ()	(-11.5) ()	(-11.6) ()	(30.3)	
第二 次 所 得 収 支	-4,388	-5,054	-4,289	
(対前年同月比) ()	(2.3) ()	(103.1) ()	(39.2)	

住所 川崎市宮前区 ビーブン・マキクニー 昭和60年3月1日生
住所 大阪府豊中市 金実莉 平成12年4月16日生
住所 大阪市東淀川区 李ルリ子 昭和33年9月11日生
住所 大阪市生野区 金祐志 昭和54年8月6日生
住所 大阪市東淀川区 姜福姫 昭和27年11月14日生
住所 東京都葛飾区 羅毅 昭和38年10月27日生
住所 静岡市葵区 于昀禾 平成26年7月23日生
住所 福岡市博多区 敖鐸天 昭和62年5月2日生
住所 大阪府河内長野市 敖寒青 平成30年10月13日生
住所 大阪府河内長野市 敖悠青 令和3年9月24日生
住所 大阪府河内長野市 裴優衣 昭和63年6月11日生

経常 収 支	37,758	26,843	39,661
(対前年同月比) ()	(-4.8) ()	(-19.1) ()	(67.4)
資本移転等 収 支	-163	-163	-242
直 接 投 資	26,146	10,755	30,026
証券投資	-16,945	-30,231	105,535
金融派生商品	5,929	6,038	-10,639
その他の投資	-2,722	31,176	-88,228
外貨準備	5,978	2,542	4,502
金融 収 支	18,387	20,280	41,196
誤差脱漏	-19,209	-6,400	1,776

(備考) ① 四捨五入のため、合計に合わないことがある。

② 金融収支の符号は、+は純資産(資産-負債)の増加、-は同減少を示す。

令和7年4~6月中国際収支状況(第2次速報)

項目	4月	5月	財務省	
			(単位: 億円、%)	4~6月
貿易・サービス 収 支	-7,754	-3,710	2,831	-8,633
(対前年同月(期)比) ()	(-43.3) ()	(-67.7) ()	(17.2) ()	(-62.1)
貿易 収 支	-437	-5,111	4,516	-1,032
(対前年同月(期)比) ()	(-93.1) ()	(-53.5) ()	(-22.2) ()	(-91.1)
輸出	87,933	80,961	89,506	258,400
(対前年同月(期)比) ()	(4.3) ()	(-0.7) ()	(-2.6) ()	(0.3)
輸入	88,370	86,071	84,990	259,432
(対前年同月(期)比) ()	(-2.5) ()	(-6.9) ()	(-1.2) ()	(-3.6)
サービス 収 支	-7,317	1,401	-1,685	-7,602
(対前年同月(期)比) ()	(-0.2) ()	(—) ()	(-50.3) ()	(-32.3)
第一次所得 収 支	35,442	42,662	15,147	93,251
(対前年同月(期)比) ()	(-10.7) ()	(-2.4) ()	(-8.8) ()	(-6.8)
第二次所得 収 支	-5,547	-4,986	-4,668	-15,201
(対前年同月(期)比) ()	(34.0) ()	(82.4) ()	(237.2) ()	(84.1)
経常 収 支	22,141	33,966	13,310	69,417
(対前年同月(期)比) ()	(1.2) ()	(15.2) ()	(-24.5) ()	(0.6)
資本移転等 収 支	-250	-1,020	-584	-1,854
直接投資	18,636	18,327	36,653	73,617
証券投資	-111,588	19,295	-31,535	-123,828
金融派生商品	-6,767	100	5,417	-1,250
その他の投資	123,697	-5,302	1,177	119,572
外貨準備	3,100	7,874	1,497	12,471
金融 収 支	27,078	40,295	13,209	80,582
誤差脱漏	5,188	7,349	483	13,019

(備考) ① 四捨五入のため、合計に合わないことがある。

② 金融収支の符号は、+は純資産(資産-負債)の増加、-は同減少を示す。

細 報

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年10月21日

四国地方整備局長 豊口 佳之

- 1 処分をした年月日 令和7年10月1日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 TOTO四国販売株式会社 安東 和宏 香川県高松市国分寺町新居382-1 國土交通大臣許可（般特一03）第24994号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取り消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
- 4 処分の原因となった事実 令和7年10月1日付で建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第6条の2の規定に基づく権限のある当局の認定

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第6条の2第6項の規定に基づく申請があり、同条第1項の規定に基づく認定を行ったので、同条第12項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年10月21日

国税庁長官 江島 一彦

認定対象者 Houlahan Lokey, Inc.
本店所在地 10250 Constellation Blvd. 5th Fl.
Los Angeles, CA 90067 USA
認定日 令和7年10月1日
認定対象所得 配当所得
相手国の名称 アメリカ合衆国

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出してください。

令和7年（家）第7031号

福岡県嘉穂郡桂川町大字土居424番地1

申立人 井上 利一

本籍福岡県飯塚市赤坂633番地、最後の住所福岡県嘉穂郡桂川町大字土師4875番地3、死亡の場所福岡県嘉麻市、死亡年月日令和6年1月16日、出生の場所福岡県嘉穂郡桂川町、出生年月日昭和23年7月25日、職業不明

被相続人 亡 井上 節子

福岡県田川市栄町1番5号 大城ビル2階

相続財産清算人 森竹 卓郎

催告期間満了日 令和8年4月30日

福岡家庭裁判所飯塚支部

令和7年（家）第2072号

徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1

申立人 藍住町長 高橋 英夫

本籍徳島県板野郡藍住町乙瀬字出来地44番地6、最後の住所徳島県板野郡藍住町乙瀬字出来地44番地6、死亡の場所徳島県板野郡藍住町、死亡年月日令和5年4月24日頃、出生の場所大阪府大阪市西成区、出生年月日昭和18年12月21日、職業不詳

被相続人 亡 横田 康雄

徳島県徳島市徳島本町2丁目7番地 浜口ビル

相続財産清算人 弁護士 菊池真喜男

催告期間満了日 令和8年5月31日

徳島家庭裁判所

令和7年（家）第80056号

福岡市早良区早良6丁目32番60号

申立人 嶋田 明子

本籍福岡県大川市大字大野島3347番地、3349番地合併6、最後の住所京都府福知山市和久市町230番地B b-O-T f 201号、死亡の場所京都府福知山市、死亡年月日令和6年4月23日、出生の場所佐賀県佐賀郡諸富町、出生年月日昭和45年11月30日、職業不明

被相続人 亡 島崎 博

佐賀市駅南本町1番23号

相続財産清算人 司法書士法人鷹法務事務所

催告期間満了日 令和8年5月26日

佐賀家庭裁判所

令和7年（家）第80058号

佐賀県鳥栖市宿町1118番地

申立人 鳥栖市

本籍佐賀県三養基郡みやき町大字江口2269番地、最後の住所佐賀県鳥栖市儀徳町3193番地2、死亡の場所佐賀県三養基郡基山町、死亡年月日平成19年4月17日、出生の場所佐賀県三養基郡北茂安村、出生年月日大正3年12月18日、職業不明

被相続人 亡 井樋 フミヨ

佐賀県鳥栖市本町2丁目33番地1 大山ビル1階

相続財産清算人 司法書士 東島 和宏

催告期間満了日 令和8年5月26日

佐賀家庭裁判所

令和7年（家）第80059号

佐賀県鳥栖市宿町1118番地

申立人 鳥栖市

本籍佐賀県三養基郡みやき町大字江口2269番地、最後の住所佐賀県鳥栖市儀徳町3193番地2、死亡の場所佐賀県鳥栖市、死亡年月日平成15年7月12日、出生の場所佐賀県三養基郡北茂安村、出生年月日明治45年6月14日、職業不明

被相続人 亡 井樋 菊郎

佐賀県鳥栖市本町2丁目33番地1 大山ビル1階

相続財産清算人 司法書士 東島 和宏

催告期間満了日 令和8年5月26日

佐賀家庭裁判所

令和7年（家）第80060号

福岡市南区中尾2丁目39番18号

申立人 田中 輝子

本籍佐賀県佐賀市八幡小路155番地、最後の住所佐賀市道祖元町45番地1、死亡の場所佐賀県佐賀市、死亡年月日令和5年7月29日、出生の場所佐賀県佐賀市、出生年月日昭和16年9月25日、職業無職

被相続人 亡 松尾 熱

佐賀市中央本町1番10号 ニュー寺元ビル5階

相続財産清算人 弁護士 山口 修

催告期間満了日 令和8年5月26日

佐賀家庭裁判所

令和7年（家）第80062号

佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀3033番地2

申立人 大塚 早苗

本籍佐賀県鳥栖市桜町1163番地12、最後の住所佐賀県鳥栖市桜町1163番地12、死亡の場所福岡県久留米市、死亡年月日令和6年11月27日、出生の場所佐賀県鳥栖市、出生年月日昭和32年6月24日、職業無職

被相続人 亡 濱本 正

佐賀県鳥栖市秋葉町3丁目18番地6 司法書士法人州都綜合法務事務所

相続財産清算人 司法書士 原 弘安

催告期間満了日 令和8年5月26日

佐賀家庭裁判所

令和7年（家）第9072号

宮城県仙台市若林区南材木町81番地 シーアイマンション南材木町702

申立人 新澤 直輝

本籍北海道旭川市東1条1丁目19番地、最後の住所旭川市東1条1丁目2番13号、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日令和7年3月23日、出生の場所北海道旭川市、出生年月日昭和35年9月21日、職業無職

被相続人 亡 齊藤 雅裕

事務所旭川市7条通21丁目1972番地2 りんどう法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中嶋 純

催告期間満了日 令和8年4月30日

旭川家庭裁判所

令和7年（家）第9093号

旭川市緑が丘南3条1丁目3番17号

申立人 中川 健三

本籍北海道旭川市神居8条15丁目82番地、最後の住所旭川市神楽岡14条7丁目1番1号旭川南病院、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日令和7年2月9日、出生の場所北海道空知郡江部乙村、出生年月日昭和17年5月10日、職業無職

被相続人 亡 西向美江子

旭川市大町2条4丁目

相続財産清算人 司法書士 高橋 弘道

催告期間満了日 令和8年5月31日

旭川家庭裁判所

令和7年(家)第4040号
岩手県北上市大通り1丁目6-4-201セレーノ北上大通
申立人 秋山 圭子
本籍岩手県北上市更木21地割58番地、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所岩手県北上市、死亡年月日令和6年12月25日、出生の場所岩手県北上市、出生年月日昭和31年3月22日、職業無職
被相続人 亡 千田 晃
事務所盛岡市太田7丁目1番36号203号室鈴木法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鈴木 亮
催告期間満了日 令和8年5月11日
盛岡家庭裁判所花巻支部

令和7年(家)第454号
東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
本籍茨城県行方市吉川965番地、最後の住所茨城県行方市吉川965番地、死亡の場所茨城県行方市、死亡年月日令和6年5月25日、出生の場所茨城県行方郡大和村、出生年月日昭和20年4月10日、職業不明
被相続人 亡 沼里 静江
茨城県神栖市平泉東1丁目64番182号ミヨヒコビル2階 あやめ総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 作井 崇
催告期間満了日 令和8年5月10日
水戸家庭裁判所麻生支部

令和7年(家)第3054号
東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
本籍茨城県坂東市小山293番地2、最後の住所茨城県坂東市小山98番地2、死亡の場所茨城県猿島郡境町、死亡年月日令和5年5月26日、出生の場所茨城県猿島郡岩井町、出生年月日昭和33年3月16日、職業不明
被相続人 亡 鈴木 哲郎
事務所茨城県古河市尾崎457番地2
相続財産清算人 司法書士 倉本 恵子
催告期間満了日 令和8年5月7日
水戸家庭裁判所下妻支部

令和7年(家)第3077号
茨城県桜川市羽田1023番地
申立人 桜川市長 大塚 秀喜
本籍茨城県桜川市真壁町真壁209番地、最後の住所茨城県桜川市真壁町真壁279番地2、死亡の場所茨城県筑西市、死亡年月日平成23年11月13日、出生の場所茨城県真壁郡真壁町、出生年月日大正11年9月20日、職業無職
被相続人 亡 中林 琴子

事務所茨城県桜川市真壁町飯塚1011番第一真壁ビル3階303号室桜川法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤井 宏治
催告期間満了日 令和8年5月7日
水戸家庭裁判所下妻支部

令和7年(家)第3091号
茨城県古河市横山町1丁目9番28号
申立人 山浦 博
本籍茨城県古河市長谷町201番地1、最後の住所茨城県古河市長谷町15番9号、死亡の場所茨城県古河市、死亡年月日令和7年4月9日、出生の場所茨城県古河市、出生年月日昭和36年4月3日、職業会社員
被相続人 亡 真下 和浩
事務所茨城県古河市長谷町27番6号弁護士法人かなえ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤本 純
催告期間満了日 令和8年5月8日
水戸家庭裁判所下妻支部

令和7年(家)第20049号
栃木県栃木市万町9番25号
申立人 栃木市長 大川 秀子
本籍神奈川県横浜市瀬谷区三ツ境110番地、最後の住所栃木県栃木市大平町新1621番地21、死亡の場所栃木県栃木市、死亡年月日平成30年7月22日、出生の場所茨城県東茨城郡岩船村、出生年月日昭和15年1月14日、職業不明
被相続人 亡 檜山 保夫
栃木県小山市大字喜沢1450番地1石島力法律事務所
相続財産清算人 弁護士 石島 力
催告期間満了日 令和8年4月30日
宇都宮家庭裁判所栃木支部

令和7年(家)第20088号
東京都豊島区東池袋3丁目1番1号
申立人 株式会社クレディセゾン
本籍群馬県前橋市後家町151番地10、最後の住所群馬県前橋市後家町151番地10、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日令和6年5月29日、出生の場所群馬県藤岡市、出生年月日昭和39年12月16日、職業無職
被相続人 亡 町田 厚
群馬県高崎市昭和町224番地1 アーツビル2階 ぐんま法律事務所
相続財産清算人 門馬 義昭
催告期間満了日 令和8年4月27日
前橋家庭裁判所

令和7年(家)第80323号
埼玉県さいたま市北区櫛引町2丁目449番地2
申立人 大隅由紀子
本籍埼玉県さいたま市北区櫛引町2丁目448番地、最後の住所埼玉県さいたま市北区櫛引町2丁目448番地、死亡の場所埼玉県さいたま市中央区、死亡年月日令和7年4月23日、出生の場所埼玉県大宮市、出生年月日昭和19年4月1日、職業不動産賃貸業
被相続人 亡 大隅 啓子
事務所埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20大宮JPビルディング14階 弁護士法人グリーンリーフ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 申 景秀
催告期間満了日 令和8年5月12日
さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第80341号
埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目1番16号浦和大熊ビル3階C 浦和ふたば法律事務所
申立人 渡邊 享子
本籍埼玉県白岡市篠津983番地、最後の住所埼玉県蓮田市大字閨戸2535番地1、死亡の場所埼玉県加須市、死亡年月日令和7年3月31日、出生の場所埼玉県与野市、出生年月日昭和51年11月19日、職業無職
被相続人 亡 武井 章泰
事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂2-9-5さくら草ビル502 みづき法律事務所
相続財産清算人 弁護士 須藤 径一
催告期間満了日 令和8年5月12日
さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第558号
さいたま市浦和区常盤10丁目13番10号
申立人 りそな保証株式会社
本籍埼玉県春日部市薄谷211番地7、最後の住所埼玉県春日部市薄谷211番地7、死亡の場所埼玉県春日部市、死亡年月日推定令和6年3月19日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和41年11月1日、職業不明
被相続人 亡 三島木啓之
事務所埼玉県越谷市南越谷1丁目22番地5ノーブルクロス13階弁護士法人心越谷法律事務所、東京都足立区綾瀬3丁目22番13号
相続財産清算人 弁護士 岡田 大
催告期間満了日 令和8年4月27日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年(家)第662号
埼玉県草加市青柳5丁目24番11号
申立人 齊藤 潔
本籍埼玉県草加市瀬崎4丁目1326番地2、最後の住所埼玉県草加市瀬崎4丁目9番17号、死亡の場所埼玉県草加市、死亡年月日推定令和7年7月4日、出生の場所東京都北区、出生年月日昭和33年7月27日、職業無職
被相続人 亡 向井 克輔
事務所埼玉県越谷市千間台西1丁目8番地7せんげん台IKビル201号室弁護士法人アネロせんげん台法律事務所
相続財産清算人 弁護士 黄川田 拓
催告期間満了日 令和8年4月27日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年(家)第30276号
千葉市中央区千葉港1番1号
申立人 千葉市
本籍千葉県千葉市中央区椿森2丁目14番、最後の住所千葉市中央区椿森2丁目14番7号、死亡の場所千葉県千葉市中央区、死亡年月日推定令和5年9月12日、出生の場所千葉県千葉市、出生年月日昭和23年1月30日、職業不明
被相続人 亡 山崎 照男
事務所千葉市中央区中央3丁目15番6号やまちようビル7階レーキス法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤原 綾子
催告期間満了日 令和8年4月27日
千葉家庭裁判所

令和7年(家)第30281号
千葉市緑区大高町41番地234
申立人 神野 幸子
本籍千葉県市原市新井360番地、最後の住所千葉市緑区大高町41番地226、死亡の場所千葉県千葉市花見川区、死亡年月日令和7年3月27日、出生の場所千葉県千葉市、出生年月日昭和41年3月9日、職業無職
被相続人 亡 吉野 公晴
事務所千葉市緑区おゆみ野3丁目13番地9アプロード201号室おゆみ野法律事務所
相続財産清算人 弁護士 内山 傑史
催告期間満了日 令和8年4月27日
千葉家庭裁判所

令和7年（家）第72150号
東京都板橋区大山東町53番7-201号坪井ビル
申立人 浅見英和子
本籍東京都豊島区千川1丁目12番地15、最後の住所東京都板橋区前野町5丁目27番7号、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日令和7年7月2日、出生の場所豊島区、出生年月日昭和36年9月28日、職業無職
被相続人 亡 有堀 浩樹
事務所東京都港区六本木1丁目7番27号全特六本木ビル5階 東京六本木法律特許事務所
相続財産清算人 弁護士 早稲田祐美子
催告期間満了日 令和8年4月30日
東京家庭裁判所

令和7年（家）第10078号
石川県金沢市新保本1丁目47番地3
申立人 谷川 宗則
本籍石川県金沢市新保本1丁目47番地3、最後の住所石川県金沢市新保本1丁目47番地3、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日令和7年5月6日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和57年5月11日、職業自営業
被相続人 亡 谷川 勝美
事務所石川県金沢市尾張町1丁目5番25号 敦賀法律事務所
相続財産清算人 弁護士 安藤 俊文
催告期間満了日 令和8年5月8日
金沢家庭裁判所

令和7年（家）第2525号
山梨県甲府市北新1丁目2番12号
申立人 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
本籍山梨県甲斐市西八幡4318番地、最後の住所山梨県甲斐市西八幡4319番地、死亡の場所山梨県甲斐市、死亡年月日令和5年11月19日、出生の場所山梨県中巨摩郡玉幡村、出生年月日昭和16年6月5日、職業無職
被相続人 亡 深澤 瞳己
事務所山梨県甲府市相生2丁目5番17号鈴木屋ビル3階 田中・高橋法律事務所
相続財産清算人 弁護士 田中 謙一
催告期間満了日 令和8年4月29日
甲府家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第7084号

福島市北五老内町7-5 イズム37ビル203
弁護士法人リーガルプロフェッショナル福島事務所

申立人 吉野 秀信

本籍福島県二本松市郭内1丁目114番地1、最後の住所福島県二本松市郭内1丁目114番地1、死亡の場所福島県二本松市、死亡年月日令和4年1月6日、出生の場所福島県安達郡二本松町、出生年月日昭和31年6月15日、職業無職

被相続人 亡 阿部 俊之

催告期間満了日 令和8年5月29日

福島家庭裁判所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年（家）第574号

青森県青森市松森3丁目17番8号田中アパート6号

申立人 田中 鉄雄

本籍青森県青森市中央1丁目25番地14、最後の住所青森県青森市大字浦町字野脇37番地

不在者 田中さち子

昭和22年10月7日生

届出期間満了日 令和8年2月6日
青森家庭裁判所

令和7年（家）第23号

福島県伊達郡川俣町字賤ノ田28-21 下浦健司方

申立人 村上 明美

本籍福島県相馬市小泉字高池36番地1、最後の住所福島県南相馬市原町区日の出町45番地の53 日の出町団地6号室

不在者 村上富貴子

昭和6年1月1日生

届出期間満了日 令和8年2月3日
福島家庭裁判所相馬支部

令和7年（家）第384号

千葉県船橋市東中山2丁目5番1-503号

申立人 星谷 泉

本籍東京都江戸川区東葛西1丁目225番地2、最後の住所埼玉県三郷市谷口432番地13

不在者 星谷 恵司

昭和45年6月4日生

届出期間満了日 令和8年2月20日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年（家）第165号

鹿児島県姶良市加治木町反土2718番地

申立人 大角松太郎

本籍鹿児島県姶良市加治木町反土2718番地、最後の住所千葉県船橋市駿河台2丁目34番32号 ペルピア東船橋第1-202号

不在者 大角 美代

昭和46年9月18日生

届出期間満了日 令和8年2月10日

千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年（家）第288号

栃木県宇都宮市清原台2丁目10番22号

申立人 桂 靖之

本籍栃木県宇都宮市越戸2丁目206番地、最後の住所千葉県船橋市本町7丁目10番6-1-506号

不在者 桂 幸一

昭和8年9月1日生

届出期間満了日 令和8年2月10日

千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年（家）第160号

東京都荒川区西日暮里5丁目6番7-101号 メゾン松岡

申立人 斎藤 吉憲

本籍長野県長野市大字長野東町185番地口号、最後の住所長野県中野市一本木461

不在者 斎藤 雅み

大正11年3月30日生

届出期間満了日 令和8年2月16日

長野家庭裁判所

令和7年（家）第152号

兵庫県西宮市枝川町14番58-611号

申立人 林 桂恵子

本籍兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1423番地、最後の住所兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1288番地

不在者 井上 仁

昭和29年1月4日生

届出期間満了日 令和8年1月26日

神戸家庭裁判所明石支部

令和7年（家）第8175号

宮崎市清武町正手2丁目83番地

申立人 牧野 留美

本籍宮崎県宮崎市清武町今泉甲3572番地9、最後の住所宮崎市清武町今泉甲3572番地9

不在者 尾崎サツキ

昭和12年12月2日生

届出期間満了日 令和8年1月30日

宮崎家庭裁判所

失踪宣告**令和7年（家）第65号**

本籍千葉県香取市多田823番地、最後の住所千葉県香取市多田823番地 篠塚陽方

不在者 篠塚 重信

大正10年2月7日生

令和7年10月3日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所佐原支部裁判所書記官

令和6年（家）第445号

本籍沖縄県中頭郡北谷町字吉原1012番地、最後の住所沖縄県中頭郡北谷町北谷250番地

不在者 仲根宗正秀

昭和27年12月9日生

令和7年9月27日失踪宣告審判確定

那覇家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消**令和7年（家）第337号**

本籍千葉県千葉市中央区仁戸名町408番地71、住所川崎市川崎区堤根50-5 B L I S S T E R R A C E 川崎堤根PRIME105号

申立人（失踪者） 遠藤 健一

昭和43年8月5日生

令和7年9月23日失踪宣告取消審判確定

横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官

令和7年（家）第1019号

本籍愛知県半田市成岩本町1丁目106番地、住所名古屋市昭和区元宮町4丁目2番地2号 メゾン・ド・イマージュ111号

申立人（失踪者） 桑山 敏郎

昭和26年6月17日生

令和7年10月2日失踪宣告取消審判確定

名古屋家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記の有価証券は失権する。

令和7年(ヘ)第1号

千葉県八街市八街い27番1
申立人 プツマイスター・ジャパン株式会社
代表者代表取締役 岡 勇樹
権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月30日
令和7年10月2日 松江簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 AG03387

金額 197,588円

支払期日 令和7年4月5日

支払地 島根県松江市

支払場所 株式会社山陰合同銀行宍道出張所

振出日 令和6年11月18日

振出地 島根県松江市

振出人 株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号

東京都港区六本木1丁目4番5号アークヒルズサウスタワー7階
申立人 日本グッドイヤー株式会社

代表取締役 ラミー・マーハー・エルサバー
権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月30日

令和7年10月1日 八戸簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 B B73714

金額 31,847,641円

支払期日 令和7年7月31日

支払地 八戸市

支払場所 青森銀行三日町支店

振出日 令和7年4月30日

振出地 八戸市沼館3丁目2番8号

振出人 ジーワイタイヤ青森販売株式会社 代表取締役 三浦 周二

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

東京都中野区本町3丁目31番4号

申立人 櫻井 朋子

権利の届出の終期 令和7年9月19日

令和7年9月24日 舞鶴簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地 京都市舞鶴市字浜小字浜1210番2

宅地 66.12平方メートル

(2)登記年月日番号 京都地方法務局舞鶴支局明治41年1月31日受付第270号

(3)登記した権利の内容

原因 明治40年12月20日地上権設定

登記の目的 工作物所有

存続期間 明治33年5月29日に遡り向う50年
地代 41年7月より1坪1年玄米1升、42年以後は2升5合より4升迄とす

支払期 每年1月7月の各25日

特約 明治42年1月に於て未着手分は設定者は本契約の消滅を請求する事を得

地上権者 大阪府大阪市東区南本町1丁目
中矢 辨次**破産手続開始**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第568号

相模原市緑区三ヶ木1570番地2

債務者 有限会社相洋加工

代表者代表取締役 宇田 洋司

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宇田川 隼
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午後1時30分

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第138号

茨城県稲敷市月出里79番地15、前住所茨城県
稲敷市月出里563番地104
債務者 菊地 拓也

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 秋山 環
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月29日午後2時

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和7年(フ)第2373号

横浜市瀬谷区瀬谷4丁目6番13号

債務者 有限会社ゴーダ

代表者取締役 須藤 博昭

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂本 佳隆
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午後2時30分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第328号

静岡県沼津市下香賀島郷2977番地の1

債務者 株式会社東興

代表者代表取締役 山内 倭子

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 瀬野 真志
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午前11時

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第293号

岩手県滝沢市牧野林980番地1

債務者 有限会社盛栄システムサービス

代表者代表取締役 浮中幸一郎

- 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山崎 哲雄
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月28日午後4時

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第355号

茨城県水戸市平須町158番地194

債務者 株式会社サイトウ

代表者代表取締役 斎藤 健太

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白石 裕
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午後2時45分

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第1738号

東京都西東京市東伏見1丁目14番6号

債務者 株式会社ライフスタイルクリエイト

代表者代表取締役 萩生田夏帆

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本多 一成
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月16日午前10時45分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第309号

群馬県伊勢崎市西久保町2丁目1453番地10

債務者 株式会社A 1 f c o m p a n y

代表者代表取締役 柳沢 将義

- 1 決定年月日時 令和7年10月10日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 土坂 和也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月29日午前11時

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第603号

埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目109番地20千宝ビル3階

債務者 エシカルファーム株式会社

代表者代表取締役 岡井 孝樹

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小木 出
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午前10時40分

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第193号 山形県村山市橋岡新町3丁目25番23号 債務者 株式会社マックエージェンシー 代表者代表取締役 井上 康平 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿部 則裕 4 破産債権の届出期間 令和7年12月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午前11時30分 山形地方裁判所民事部	3 破産管財人 弁護士 青木 洋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月12日午後3時 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第421号 大分市大字上宗方279番地の8 債務者 株式会社夏美工業 代表者代表清算人 月待奈津実 1 決定年月日時 令和7年10月10日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 園田 大吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午前11時 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第63号 山口県岩国市麻里布町2丁目7番9号岩国YSビル4階 債務者 税理士法人ヴァリアス 代表者社員 山本 信春、福森 千雄 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 奥 憲治 4 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午前11時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 山口地方裁判所岩国支部	群馬県佐波郡玉村町大字板井1089番地1 債務者 株式会社ウェブアップ 代表者代表取締役 羽鳥 浩二 1 決定年月日時 令和7年10月10日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濱田みどり 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午後2時 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年(フ)第317号 大分地方裁判所民事第1部破産再生係 埼玉県戸田市川岸2丁目1番8号 債務者 株式会社アトトック 代表者代表取締役 來崎 洋一 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 智博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午前11時 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第610号 北九州市小倉南区曾根北町6番13号 債務者 BRAND NEW株式会社 代表者代表取締役 宮原 浩平 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡部 友和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午前11時30分 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	北海道滝川市幸町2丁目2-19 債務者 株式会社栗山木材店 代表者代表取締役 栗山 久司 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田村 秀樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午前11時15分 札幌地方裁判所滝川支部破産係	令和7年(フ)第1036号 愛知県瀬戸市東拝戸町56番地 債務者 東海サンド株式会社 代表者代表取締役 鶴飼 政治 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高井 祐哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午前10時30分 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第757号 北九州市戸畠区浅生1丁目4番7号 債務者 株式会社Room Deco 代表者代表取締役 後藤 浩太 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	名古屋市中村区横井1丁目308番地 債務者 株式会社クルース 代表者代表取締役 山岡 隆之 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 裕也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午前11時30分 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第829号 堺市中区八田西町3丁5番4号 債務者 株式会社久樹建工 代表者代表取締役 久津輪愛樹 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北井 歩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午前10時 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第2399号 名古屋市中村区横井1丁目308番地 債務者 株式会社クルース 代表者代表取締役 山岡 隆之 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 裕也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午前11時30分 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第250号 茨城県久慈郡大子町大字小生瀬5824番地 債務者 有限会社金沢商事 代表者代表取締役 金澤 信男 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村上 友彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午前10時 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第1688号 埼玉県戸田市川岸2丁目1番8号 債務者 株式会社アトトック 代表者代表取締役 來崎 洋一 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 智博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午前11時 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第726号 横浜市西区伊勢町2丁目86番地 債務者 株式会社桑又工業 代表者代表取締役 桑又孝一郎 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 源晃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午前10時50分 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第2129号 愛知県瀬戸市東拝戸町56番地 債務者 東海サンド株式会社 代表者代表取締役 鶴飼 政治 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高井 祐哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午前10時30分 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第1635号 埼玉県新座市栗原1丁目1番17号 債務者 有限会社ひまわり電気 代表者代表取締役 菊地 和彦 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 赤木 誠治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午前1時30分 さいたま地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第7084号 京都市山科区大宅中小路町39番地1 債務者 株式会社健彰 代表者代表取締役 土山 彰一 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村上 友彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午前10時 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第2089号 横浜市南区井土ヶ谷上町13番22号 債務者 三誠建業株式会社 代表者代表取締役 杉江 茂 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小山 昌人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午後1時30分 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第2089号 横浜市南区井土ヶ谷上町13番22号 債務者 三誠建業株式会社 代表者代表取締役 杉江 茂 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小山 昌人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午後1時30分 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第194号 山形県村山市橋岡新町3丁目25番23号 債務者 一般社団法人リージョナルクリエーションジャパン 代表者代表理事 井上 康平 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿部 則裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午前11時35分 山形地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後4時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青山 正規 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午後2時20分 横浜地方裁判所第3民事部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午後2時15分 6 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで 札幌地方裁判所民事第4部	4 破産債権の届出期間 令和7年11月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第245号 山梨県甲府市横根町474番地3 債務者 マルヨシ自動車株式会社 代表者代表取締役 吉村 真一 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後3時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 八巻 力也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午後2時 甲府地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 植村 淳子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月29日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白石 裕 4 破産債権の届出期間 令和7年11月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午後2時45分 6 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで 水戸地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩田 晴記 4 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月26日午後2時10分 6 免責意見申述期間 令和8年1月12日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第264号 香川県高松市内町3番11号 債務者 株式会社優創健 代表者代表取締役 中條 慎也 1 決定年月日時 令和7年10月10日午前9時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上原みづほ 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午前10時30分 高松地方裁判所民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後1時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 大志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午前11時 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日時 令和7年10月9日午前11時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村田 典子 4 破産債権の届出期間 令和7年11月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月16日午後1時15分 6 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで 青森地方裁判所十和田支部	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小木 出 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第199号 奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘3丁目35番地1 債務者 株式会社Serie 代表者代表取締役 岡田 静枝 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石黒 良彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月26日午前10時30分 奈良地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 俊順 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 寺内 雄一 4 破産債権の届出期間 令和7年11月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月26日午後1時45分 6 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 青森地方裁判所弘前支部	1 決定年月日時 令和7年10月10日午前10時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 寺内 雄一 4 破産債権の届出期間 令和7年11月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月28日午後4時10分 6 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第2366号 横浜市戸塚区南舞岡1丁目10番62号 債務者 株式会社K-Factory 代表者代表取締役 河邊 文孝	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後1時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 畠山 興一 4 破産債権の届出期間 令和7年11月13日まで	1 決定年月日時 令和7年10月10日午後3時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 香崎 弘文	1 決定年月日時 令和7年10月10日午後1時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山崎 哲雄 4 破産債権の届出期間 令和7年11月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月28日午後4時10分 6 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで 盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第6877号 東京都練馬区東大泉7丁目24-3 債務者 佐藤 貴道 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 内田 拓志 4 破産債権の届出期間 令和7年11月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月4日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで 東京地方裁判所民事第20部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月4日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第109号 岩手県花巻市東和町土沢10区245番地 債務者 多田 孝 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時45分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 日高 拓郎 4 破産債権の届出期間 令和7年11月27日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月15日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日時 令和7年10月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高品 恵子 4 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月15日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第6902号 神奈川県横浜市鶴見区駒岡3丁目37-12 債務者 米山 孝 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊勢谷早紀 4 破産債権の届出期間 令和7年11月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月4日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで 東京地方裁判所民事第20部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月4日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第113号 岩手県花巻市東和町安俵6区3番地 市営松ノ木住宅8号、旧住所岩手県花巻市東和町土沢10区245番地 債務者 多田 孝年 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時45分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 光明 4 破産債権の届出期間 令和7年11月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月16日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新谷 貴志 4 破産債権の届出期間 令和7年11月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月16日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第6907号 東京都墨田区両国4丁目34-14-401 債務者 藏元ひろみ 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加治 梓子 4 破産債権の届出期間 令和7年11月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月4日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで 東京地方裁判所民事第20部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月4日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで 秋田地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第186号 秋田市大町5丁目7番38号、住民票上の住所 秋田市南通宮田16番13号 債務者 川和田 薫 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 箕川 正典 4 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月16日午前11時30分 27日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで 秋田地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時45分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 日高 拓郎 4 破産債権の届出期間 令和7年11月27日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月16日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月11日まで 盛岡地方裁判所花巻支部
令和7年(フ)第6907号 東京都墨田区両国4丁目34-14-401 債務者 藏元ひろみ 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加治 梓子 4 破産債権の届出期間 令和7年11月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月4日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで 東京地方裁判所民事第20部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月4日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで 秋田地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第811号 千葉県松戸市金ヶ作365番地の36 ベルヴィル南ヶ岡202号 債務者 若林 和彦 1 決定年月日時 令和7年10月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関野 裕介 4 破産債権の届出期間 令和7年11月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月18日午前10時10分 6 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石田 彩子 4 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月18日午前10時10分 6 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第6976号 東京都国分寺市本多1丁目5-2-402 債務者 大河内 結 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 法師久江 4 破産債権の届出期間 令和7年11月5日まで	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月16日午前11時10分 6 免責意見申述期間 令和7年12月11日まで 盛岡地方裁判所花巻支部	令和7年(フ)第105号 岩手県花巻市東和町土沢10区245番地 債務者 多田美代子 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時45分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 日高 拓郎 4 破産債権の届出期間 令和7年11月27日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月15日午後1時50分 6 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日時 令和7年10月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関野 裕介 4 破産債権の届出期間 令和7年11月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月15日午後1時50分 6 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第6976号 東京都国分寺市本多1丁目5-2-402 債務者 大河内 結 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 法師久江 4 破産債権の届出期間 令和7年11月5日まで	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月16日午前11時10分 6 免責意見申述期間 令和7年12月11日まで 盛岡地方裁判所花巻支部	令和7年(フ)第816号 千葉県流山市大字桐ケ谷50番地の1 秋桜 ヴィラージュ流山 債務者 山口 一夫	1 決定年月日時 令和7年10月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 栗屋 威史 4 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月22日午後1時50分 6 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第792号	千葉県松戸市栗山224番地の7 クレセントコート115号 債務者 岸野 華 1 決定年月日時 令和7年10月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塩川 遼 4 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月22日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第793号	千葉県流山市東初石3丁目111番地の1 ウッドパーク初石1-102 債務者 AHN HYE EUNG 安 惠應 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 蛾原 友則 4 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月24日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第794号	千葉県流山市東初石3丁目111番地の1 ウッドパーク初石1-102 債務者 AHN HYE EUNG 安 惠應 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 蛾原 友則 4 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月24日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第2455号	横浜市鶴見区東寺尾2丁目14番13号 パークサイドハイツ302号 債務者 安田 徳義 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森山憲太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月24日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月23日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第731号	千葉県柏市宿連寺408番地1 テラス21世紀102号 債務者 元木 哲也 1 決定年月日時 令和7年10月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原 崇人 4 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで

令和7年(フ)第792号	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月14日午後1時20分 6 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第735号	千葉県柏市高田525番地33 債務者 福島 正則 1 決定年月日時 令和7年10月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 晋 4 破産債権の届出期間 令和7年11月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月14日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第553号	静岡市清水区万世町2丁目3番3号 債務者 村田 憲昭 1 決定年月日時 令和7年10月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 幸山 秀明 4 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月19日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第552号	相模原市南区相模大野6丁目23番14-1001号 債務者 牧野 純一 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 泰吉 4 破産債権の届出期間 令和7年11月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月27日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第506号	相模原市緑区三井617番地7 債務者 田代みなみ 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢尾 覚史 4 破産債権の届出期間 令和7年11月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月10日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第569号	相模原市緑区三ヶ木1570番地2 債務者 宇田 洋司 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宇田川 隼 4 破産債権の届出期間 令和7年11月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月18日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第15号
兵庫県伊丹市荻野西1丁目7番2-106号
債務者 大嶋 肇
1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 坂井希千与
4 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月25日午前10時40分
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで
　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第23号
兵庫県明石市林2丁目6番8号
債務者 光田 千春
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 伊藤 正治
4 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午後1時20分
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7 免責意見申述期間 令和7年12月11日まで
　　神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第29号
北九州市八幡西区黒崎2丁目8番10-601号、
前住所北九州市小倉北区中津口1丁目8番
30-1103号
債務者 油谷 裕二
1 決定年月日時 令和7年10月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 柏木慎太郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午後4時
5 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第702号
北九州市小倉北区白銀2丁目1番8号、前住所山口県下関市川中豊町6丁目7番22号
債務者 藤原 巧真
1 決定年月日時 令和7年10月10日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 森 啓輔
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月11日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年11月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第611号
北九州市小倉北区白銀1丁目10番29—204号、前住所北九州市八幡西区瀬板1丁目14番32—401号
債務者 宮原 浩平
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岡部 友和
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第758号
福岡県中間市中央2丁目9番18号 ドルチエⅡ 202号
債務者 後藤 浩太
1 決定年月日時 令和7年10月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 青木 洋
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月12日午後3時
5 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第284号
岡山県倉敷市玉島富753番地
債務者 山道 和男
1 決定年月日時 令和7年10月10日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 千葉 隆志
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月29日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第285号
岡山県倉敷市玉島富753番地
債務者 山道 陽子
1 決定年月日時 令和7年10月10日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 千葉 隆志

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月29日午後2時

5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第33号
鹿児島県指宿市大牟礼2丁目34番11号 サン
トマリー・ド・ラメール VII 204、従前の
住所鹿児島市七ツ島2丁目1番地7 ユナイ
テッド七ツ島G-208号
債務者 宮國 一平
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 宮路 真行
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月8日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係
令和7年(フ)第155号
群馬県邑楽郡明和町中谷38番地1 フィカーサA 102、前住所群馬県邑楽郡明和町千津井43番地7
債務者 菅原 杏(旧姓芝崎)
1 決定年月日時 令和7年10月7日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 栗原 貴志
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午後2時30分
5 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで
前橋地方裁判所太田支部
令和7年(フ)第234号
福岡県久留米市大石町353番地1 出島団地
2棟403号、前住所佐賀県鳥栖市宿町1070番地4 レオネクストシャローf 201
債務者 脇元 利勝
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 竹田 寛
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで
福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第646号
北九州市八幡西区御開1丁目16番8-407号
債務者 橋本裕次郎
1 決定年月日時 令和7年10月8日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中野 真記

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月17日午後2時

5 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第221号

群馬県高崎市貝沢町425番地1 エクシード
1 102号

債務者 栗田 将亜

1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 辻 拓一郎

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午前10時

5 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第3998号

大阪市浪速区下寺3丁目3番20-709号

債務者 廣田 剛

1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 立田 夕貴

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月18日午後1時40分

5 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第78号

兵庫県加西市常吉町922-179 株式会社三共
T-Lab、住民票上の住所香川県善通寺市
木徳町1156番地4

債務者 篠原 大造

1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 若原 曜昭

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月28日午後1時30分

5 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで
神戸地方裁判所社支部

令和7年(フ)第642号

北九州市小倉北区黄金1丁目7番12-608号

債務者 菊富 晶子

1 決定年月日時 令和7年10月7日午後2時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 加地 彰吾

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月18日午後2時30分

5 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第93号

福岡県京都郡苅田町小波瀬1丁目1番地23
(プレアール小波瀬206)、前住所福岡県京都
郡苅田町大字与原1224番地(イオメールかん
だB棟102)
債務者 飯田真奈美
1 決定年月日時 令和7年10月8日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 天川 龍一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月18日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで

福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ)第312号

群馬県伊勢崎市東小保方町3841番地19
債務者 D I N H QUOC KHANHこと
山内 和也
1 決定年月日時 令和7年10月10日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 古田 龍朗
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年1月22日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第318号

群馬県佐波郡玉村町大字板井1089番地1
債務者 羽鳥 浩二
1 決定年月日時 令和7年10月10日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 濱田みどり
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年1月13日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第167号

群馬県太田市内ヶ島町1191番地5 コーポス
リム1-302号、前住所群馬県太田市飯塚町
912番地2 岡田ハイツ101号
債務者 星野 卓也
1 決定年月日時 令和7年10月10日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 稲毛 正弘
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年1月13日午後1時45分
5 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第238号

福岡県うきは市吉井町千年447番地2
債務者 宇野 正美
1 決定年月日時 令和7年10月10日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 神原奈津子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年1月22日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで

福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第249号

福岡県久留米市荒木町白口2259番地2 ビ
レッジハウス荒木一号棟204号、前住所福岡
県久留米市荒木町白口3001番地28 ツインド
リーム荒木1番館103号
債務者 高木 陽子
1 決定年月日時 令和7年10月10日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高松 直史
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年1月13日午後3時30分
5 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで

福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第744号

北九州市小倉南区朽網東2丁目10番14-310
号、前住所北九州市小倉北区中井2丁目4番
1-503号
債務者 中山 瑛太
1 決定年月日時 令和7年10月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 天久 泰
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月19日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第6号

島根県隱岐郡隱岐の島町港町天神原11番地9
債務者 山岡 伸幸
1 決定年月日時 令和7年10月6日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 永野 茜
4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで

松江地方裁判所西郷支部破産係

令和7年(フ)第1649号

名古屋市南区元塩町2丁目2番地の26、従前
の住所名古屋市中川区小本本町3丁目72番地
の3 ラフレシールホープ303号
債務者 田村 美優
1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 濱 尚行
4 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1815号

名古屋市北区上飯田南町5丁目71番地 サウ
スタウン上飯田3G号
債務者 荒木 久
1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 筒井 康之
4 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第4307号

大阪市東成区東小橋3丁目14番1-403号、
前住所大阪市中央区谷町9丁目4番7-808
号

債務者 ミニッツデリこと 中嶋 哲
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石橋 駿一
4 免責意見申述期間 令和7年12月11日まで

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

令和7年(フ)第206号

山形県西村山郡西川町大字睦合甲300番地1
債務者 古澤 裕樹
1 決定年月日時 令和7年10月10日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで

山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第314号

静岡県磐田市池田1365番地 バレ・フローレ
ンス101号
債務者 大庭 達正
1 決定年月日時 令和7年10月8日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第354号

静岡県浜松市中央区高丘北3丁目14番33号
債務者 酒匂 浩一
1 決定年月日時 令和7年10月10日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第1837号

名古屋市緑区大将ケ根2丁目618番地 富士
ハイツ206号
債務者 菊山 徹
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2035号

名古屋市名東区富が丘3番地の1 サンハイ
ツ富が丘503号
債務者 本田 桂子
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2159号
岐阜市西鶴4丁目47番地、申立時の住所名古屋市千種区東山元町2丁目45番地の1 TH E C R I E H I G A S H I Y A M A 308号
債務者 赤堀名美香

1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2185号
名古屋市港区当知2丁目801番地の2 エクセレント港405号
債務者 佐土原一美

1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2198号
名古屋市緑区有松三丁山609番地 サンコート有松105号、従前の住所名古屋市緑区有松南501番地 シンフォニアみなみが丘D-505
債務者 池田健二郎

1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2254号
愛知県北名古屋市二子署9番地1
債務者 小橋 正樹

1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2258号
愛知県春日井市鳥居松町4丁目71番地 M I
Y A K Oビル405号、従前の住所名古屋市守
山区幸心1丁目249番地の1 サンハウス幸
心2D号
債務者 水野 博泰
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
　　を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2270号
愛知県清須市西枇杷島町日の出3番地 フア
ンタジア日の出202
債務者 真喜志康平
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
　　を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2274号
名古屋市守山区向台1丁目502番地 ビブレ
向台202号
債務者 上田中昇太郎
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
　　を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2282号
愛知県清須市春日野方67番地 サンクレスト
春日101号
債務者 鈴木 光子
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
　　を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2297号
名古屋市名東区小池町446番地 音楽の館
リエット303号
債務者 今尾真希子(旧姓青山)
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2322号
名古屋市名東区猪高台2丁目1112番地 メル
ヘンハイツ101号
債務者 稲田美妃奈
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第745号
北九州市八幡西区白岩町17番18-206号
債務者 吉田 豊美
1 決定年月日時 令和7年10月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第761号
北九州市八幡西区折尾3丁目12番21号102
ドリームパレス折尾すずらんホーム、住民票
上の住所北九州市八幡西区折尾4丁目32番
7-507号
債務者 德本 雄基(旧姓吉坂)
1 決定年月日時 令和7年10月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第1640号
さいたま市大宮区三橋1丁目1437番地38
債務者 浅沼 康彦

1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第20号
埼玉県秩父市上宮地町29番12号
債務者 斎藤 美佳
1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで
 さいたま地方裁判所秩父支部破産係
令和7年(フ)第22号
埼玉県秩父市野坂町1丁目10番19号 蓮見アパート101
債務者 千島 静代(旧姓塩野)
1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで
 さいたま地方裁判所秩父支部破産係
令和7年(フ)第255号
福岡県久留米市津福本町1673番地3 県営住宅津福団地1棟311号
債務者 中村 秀子
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで
 福岡地方裁判所久留米支部
破産債権の届出期間及び一般調査期日
令和7年(フ)第16号
鹿児島県鹿屋市寿6丁目1番10号ロータスA203号
破産者 重久 勝
1 破産債権の届出期間 令和7年10月27日まで
2 一般調査期日 令和8年1月15日午後2時30分
 令和7年10月6日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年(フ)第239号
堺市美原区阿弥106番地6
破産者 株式会社TAKUMA防水
1 破産債権の届出期間 令和7年11月6日まで
2 一般調査期日 令和7年12月18日午前10時
令和7年10月9日
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第3010号
愛知県愛西市内佐屋町郷141番地2、従前の住所名古屋市熱田区二番2丁目1番35号 プレサンスロジエ熱田六番町1502号
破産者 プレインパートナーこと 伊藤 健人
1 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで
2 一般調査期日 令和7年12月4日午前11時50分
令和7年10月9日
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1350号
大阪市城東区鳴野東2丁目5番20号、開始決定時大阪市西淀川区御幣島1丁目4番1ー802号
破産者 竹本 剛
1 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで
2 一般調査期日 令和7年12月15日午後1時40分
令和7年10月9日
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第122号
神戸市西区井吹台東町4丁目18番地 26ー203号
破産者 松平 康徳
1 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで
2 一般調査期日 令和8年1月13日午前11時
令和7年10月9日
神戸地方裁判所明石支部破産係
令和7年(フ)第83号
徳島県徳島市川内町上別宮南208番地の3
ヴィラナリー徳島401号、旧住所徳島県小松島市間新田町字ヤケ木193番地の65
破産者 島田 元希
1 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで
2 一般調査期日 令和8年1月29日午前10時15分
令和7年10月9日 徳島地方裁判所民事部

令和6年(フ)第5914号
大阪府東大阪市菱屋西5丁目3番7号
破産者 株式会社グラティア
1 破産債権の届出期間 令和7年11月12日まで
2 一般調査期日 令和7年12月15日午後2時
令和7年10月10日
大阪地方裁判所第6民事部
令和5年(フ)第2077号
札幌市白石区菊水6条4丁目1番13ー3号、開始決定時の住所札幌市清田区里塚3条3丁目6番12号
破産者 関澤 良治
1 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで
2 一般調査期日 令和8年1月23日午後4時
令和7年10月9日
札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2292号
札幌市豊平区平岸7条18丁目3番1号
破産者 株式会社大和建設
1 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで
2 一般調査期日 令和7年12月17日午前10時
令和7年10月9日
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1037号
札幌市豊平区月寒東3条4丁目5番2号
破産者 一戸 広紀
1 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで
2 一般調査期日 令和7年12月23日午後3時
令和7年10月9日
札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第607号
兵庫県姫路市香寺町広瀬36番地1、住民票上の住所兵庫県姫路市広畑区才1263番地5
破産者 ひまわり住宅こと 山口 一男
1 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで
2 一般調査期日 令和8年1月16日午前10時30分
令和7年10月10日
神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第200号
佐賀市水ヶ江6丁目10番16号 グリーンパーク古賀東102号、前住所佐賀市田代1丁目7番4号
破産者 早田 昌樹
1 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで
2 一般調査期日 令和7年12月18日午前11時10分
令和7年10月10日
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第321号
長崎県長崎市脇岬町2047番地
破産者 梅原 和也
1 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで
2 一般調査期日 令和8年1月16日午前11時30分
令和7年10月10日
長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第59号
鹿児島県鹿屋市丸元1丁目23番17号 コーポえいらぐ206号
破産者 新原 勇志
1 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで
2 一般調査期日 令和8年1月14日午前11時
令和7年10月8日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和6年(フ)第201号
群馬県館林市大島町526番地の9
破産者 田口 俊美
1 破産債権の届出期間 令和7年11月17日まで
2 一般調査期日 令和8年1月13日午後1時30分
令和7年10月10日 前橋地方裁判所太田支部
令和6年(フ)第311号
大阪府吹田市高野台1ー2ー3ー518、住民票上の住所大阪市福島区海老江8丁目6番21号 Dimora Ebie Fukushima 101号
破産者 仲辻 瑞那
1 破産債権の届出期間 令和7年11月17日まで
2 一般調査期日 令和7年12月18日午後2時20分
令和7年10月10日
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第145号
山口県防府市大字大崎689番地 ドリームハイツ松永A102、開始決定時の住所山口県防府市大字新田1704番地の5
破産者 堀田 泰史
1 破産債権の届出期間 令和7年11月20日まで
2 一般調査期日 令和8年1月16日午後1時30分
令和7年10月9日
山口地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第172号
福岡県久留米市津福今町404番地129
破産者 日高 滋紀
1 破産債権の届出期間 令和7年11月20日まで
2 一般調査期日 令和8年1月19日午後3時
令和7年10月9日
福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第282号
新潟市江南区龜田四ツ興野3丁目4番6号 グラシア301号、前住所新潟市秋葉区川口89番地7
破産者 神保 卓也
1 破産債権の届出期間 令和7年11月21日まで
2 一般調査期日 令和8年1月9日午前11時15分
令和7年10月10日 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第702号
代替住所A (旧住所京都市下京区西洞院通五条上る八幡町523番地4 ラメゾン翔201)
破産者 リンク円佳
1 破産債権の届出期間 令和7年12月3日まで
2 一般調査期日 令和8年1月28日午前11時45分
令和7年10月10日
京都地方裁判所第5民事部破産係
債権者集会招集
令和6年(フ)第1334号
大阪市北区芝田2ー8ー7 O B S内、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区角田町3番25号E30
破産者 株式会社dim sum
1 期日 令和7年11月20日午後3時
2 会議の目的 破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和7年10月10日
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第1335号
大阪市住吉区万代2丁目5番30号、開始決定時大阪府吹田市桃山台3ー29ー10
破産者 貝谷 祐晴
1 期日 令和7年11月20日午後3時
2 会議の目的 破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和7年10月10日
大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和7年(フ)第275号

宮崎市大工1丁目5番50号 SORA大工町317号、前住所宮崎市大塚町馬場崎3563番地 県営住宅B2棟13号
破産者 三輪みろく

異議申述期間 令和7年11月20日まで

令和7年10月9日 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第276号

宮崎市大塚町馬場崎3563番地 県営住宅B2棟13号
破産者 三輪 範子

異議申述期間 令和7年11月20日まで

令和7年10月9日 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第20号

宮崎市永楽町184番地2 西下コーポ203号室
破産者 合同会社S&Nコーポレーション

異議申述期間 令和7年11月21日まで

令和7年10月10日 宮崎地方裁判所破産係
令和5年(フ)第67号

山口県周南市糀町2丁目45番地
破産者 有限会社周南Food・Core

異議申述期間 令和7年11月26日まで

令和7年10月10日 山口地方裁判所周南支部

特別清算終結**令和7年(ヒ)第2040号**

東京都新宿区西新宿3丁目3番13号 西新宿水間ビル2F
清算株式会社 ルノハ株式会社

1 決定年月日 令和7年10月6日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第7号

北九州市戸畠区初音町8-18 ウィングス戸畠1007
清算株式会社 北九州アッシュリサイクルシステムズ株式会社

1 決定年月日 令和7年10月7日

2 主文 本件特別清算手続を終結する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

特別清算協定認可**令和7年(ヒ)第2054号**

東京都中央区日本橋2丁目1番14号日本橋加藤ビルディング6階弁護士法人PLAZA総合法律事務所内

清算株式会社 株式会社ラックナム
代表清算人 小幡 朋弘

1 決定年月日 令和7年9月29日

2 主文 次の協定を認可する。

協定

1 各協定債権者は清算株式会社に対し、各協定債権について、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。

2 前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者額の割合に応じて弁済する。

この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始**令和7年(再)第31号**

東京都大田区羽田1丁目18番11号
再生債務者 株式会社共進エキスプレス

1 決定年月日時 令和7年10月6日午後3時30分

2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年11月4日まで

4 再生債権の一般調査期間 令和7年12月8日から令和7年12月15日まで

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始**令和7年(再イ)第179号**

さいたま市中央区大戸4丁目10番1号 プログレス101
再生債務者 小美濃祐貴

1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年10月30日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月20日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第40号

岐阜県関市梅ヶ枝町30番地2
再生債務者 村山 賢次

1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年10月30日まで

4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月20日まで

岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第59号

静岡県藤枝市水守166番地の6
再生債務者 前田 圭介

1 決定年月日時 令和7年10月9日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年10月30日まで

4 一般異議申述期間 令和7年11月10日から令和7年11月20日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第76号

静岡県島田市岡田5番地
再生債務者 鈴木 研一

1 決定年月日時 令和7年10月9日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年10月30日まで

4 一般異議申述期間 令和7年11月10日から令和7年11月20日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第253号

名古屋市緑区鳴子町1丁目52番地 アーバンラフレ鳴子3棟107号
再生債務者 加藤 雅一

1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年10月30日まで

4 一般異議申述期間 令和7年11月6日から令和7年11月13日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第81号

愛知県西尾市城崎町3丁目18番地2
再生債務者 スリーバーこと 鳥居 博

1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年10月30日まで

4 一般異議申述期間 令和7年11月6日から令和7年11月13日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第26号

兵庫県川西市錦松台9番22号
再生債務者 長田 理

1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年10月30日まで

4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月20日まで

神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和7年(再イ)第41号

兵庫県明石市二見町東二見670番地の6
再生債務者 上仲 健

1 決定年月日時 令和7年10月9日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年10月30日まで

4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月20日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和7年(再イ)第30号

青森市大字浪館字平岡38番地9
再生債務者 阿部 隆範

1 決定年月日時 令和7年10月10日午後1時30分
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年10月31日まで

4 一般異議申述期間 令和7年11月7日から令和7年11月21日まで

青森地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第98号

千葉県柏市大室1874番地95

再生債務者 堀江 一生

- 1 決定年月日時 令和7年10月3日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月7日から令和7年11月21日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第42号

長崎県長崎市城栄町41番78-501号

再生債務者 有森 清人

- 1 決定年月日時 令和7年10月10日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年12月5日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再イ)第34号

群馬県邑楽郡大泉町東小泉3丁目6番3号

朝日コーポクレール2B

再生債務者 河村 晃

- 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月18日から令和7年12月9日まで

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(再イ)第88号

千葉県松戸市三ヶ月1277番地 ゼクシア新松戸102号

再生債務者 坪井 清則

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月26日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第93号

千葉県鎌ヶ谷市初富137番地143

再生債務者 渡邊 圭子

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月26日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第118号

神戸市中央区雲井通2丁目1番14号 大成交通内 3F101号室

再生債務者 菊地 良勝

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月26日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第85号

北九州市小倉南区上貫1丁目10番20号

再生債務者 新川 好美

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月19日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第86号

北九州市小倉南区上貫1丁目10番20号

再生債務者 三村 麻美

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月19日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第87号

北九州市若松区花野路2丁目4番7号

再生債務者 三笠 公大

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月19日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第88号

東京都杉並区高井戸東4-10-2-105(住民票上の住所)

新潟県新発田市住吉町4-12-20

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第13号

山形県酒田市坂野辺新田甲34番地

再生債務者 佐藤 和幸

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年12月11日まで

山形地方裁判所酒田支部

令和7年(再イ)第32号

栃木県足利市山下町2529番地5 サンモールD1

再生債務者 寺内 基納

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年11月28日まで

宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(再イ)第368号

東京都江東区大島4-8-4-903

再生債務者 迫田 寛之

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年12月11日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第431号

東京都杉並区井草2-9-12

再生債務者 津曲 秀人

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年12月11日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第448号

東京都杉並区高井戸東4-10-2-105(住民票上の住所)

新潟県新発田市住吉町4-12-20

再生債務者 朝妻 光宏

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年12月11日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第160号

神奈川県藤沢市大庭5583番地の11

再生債務者 菅原 政樹

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年11月27日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第9号

新潟県燕市長所946番地28

再生債務者 戸松 宏幸

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年12月11日まで

新潟地方裁判所三条支部

令和7年(再イ)第6号

長野県飯田市長野原177番地9

再生債務者 渡邊 哲志

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年12月4日まで

長野地方裁判所飯田支部

令和7年(再イ)第7号

長野県伊那郡辰野町大字伊那富2079番地1

再生債務者 田中 浩二

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年12月11日まで

長野地方裁判所伊那支部

令和7年(再イ)第342号 大阪府茨木市真砂1丁目10番11号 第3クリ スタルハイツ 308号 再生債務者 脇内 瑠子 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月27日まで	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年12月11日まで	3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年11月27日まで	令和7年(再イ)第99号 兵庫県神崎郡神河町新野739番地 再生債務者 好田 亮典 1 決定年月日時 令和7年10月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年12月12日まで
令和7年(再イ)第424号 大阪市東住吉区東田辺3丁目26番15号 BE AURAR伊藤 403号 再生債務者 西田 渚 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月27日まで	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年12月11日まで	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年(再イ)第10号 鹿児島県枕崎市立神北町213番地1 再生債務者 馬場加奈江 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年12月12日まで
令和7年(再イ)第82号 大阪府柏原市田辺1丁目1番7号 再生債務者 武野 徹 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月27日まで	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月27日まで	1 決定年月日時 令和7年10月10日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年12月12日まで	令和7年(再イ)第38号 茨城県かすみがうら市東野寺562番地 再生債務者 小貫 栄一 1 決定年月日時 令和7年10月10日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年12月5日まで
令和7年(再イ)第66号 大阪府和泉市上町437番地の1 ダイアパレス鶴山台1107号室 再生債務者 中原 俊則 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月27日まで	1 決定年月日時 令和7年10月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月20日まで	1 決定年月日時 令和7年10月10日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年12月12日まで	令和7年(再イ)第87号 東京都清瀬市野塩1丁目307番地1ハイムアスブ405号 再生債務者 中軽米耕平 1 決定年月日時 令和7年10月10日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年11月28日まで
令和7年(再イ)第6号 大阪府和泉市上町437番地の1 ダイアパレス鶴山台1107号室 再生債務者 中原 俊則 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月27日まで	1 決定年月日時 令和7年10月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月20日まで	1 決定年月日時 令和7年10月10日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年12月12日まで	令和7年(再イ)第38号 佐賀県小城市三日月町長神田2021番地1 ブレミアムガレージ長神田 J号 再生債務者 成富 達也 1 決定年月日時 令和7年10月10日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年11月28日まで
令和7年(再イ)第95号 兵庫県加古川市加古川町木村478番地の12 再生債務者 F A S T R I V E R S こと 早川 博規	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年12月12日まで	令和6年(再イ)第201号 東京都国立市東4-2-5 ルシエル国立101号、(住民票上の住所)神奈川県藤沢市藤沢4丁目5番11-8号 再生債務者 鈴木 昭仁 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月23日まで 令和7年10月9日 横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第124号 東京都大田区南千束3-28-8 再生債務者 岡田 有平 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 27日まで 令和7年10月9日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第84号 千葉県千葉市緑区平川町1811番地 再生債務者 高山美和子 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 28日まで 令和7年10月9日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（再イ）第36号 相模原市南区大野台6丁目10番5号 再生債務者 滝沢 和宏 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 30日まで 令和7年10月9日 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年（再イ）第1号 福島市黒岩字弥生10番地の1 再生債務者 森口 哲也 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 31日まで 令和7年10月10日 福島地方裁判所
令和7年（再イ）第226号 東京都渋谷区代々木3-1-3-202 再生債務者 相川 真理 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 27日まで 令和7年10月9日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第33号 相模原市緑区下九沢1937番地4 シャンボール九沢II 302号 再生債務者 岩渕 英二 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 29日まで 令和7年10月8日 横浜地方裁判所相模原支部1係	令和7年（再イ）第54号 静岡市駿河区寺田116番地の4 ジュネスキ 101 再生債務者 西原 進 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 30日まで 令和7年10月9日 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第23号 茨城県那珂郡東海村松北2-7-19 ルミ エール205（住民票上の住所 埼玉県北足立 郡伊奈町本町1丁目385番地2） 再生債務者 丹治 政尚 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 31日まで 令和7年10月10日 水戸地方裁判所
令和7年（再イ）第235号 東京都足立区東伊興3-11-8 再生債務者 谷古字浩由 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 27日まで 令和7年10月9日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第62号 愛知県西尾市吉良町木田郷中92番地 再生債務者 斎藤 悠太 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 29日まで 令和7年10月8日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和7年（再イ）第54号 愛知県瀬戸市西松山町1丁目117番地 再生債務者 中島 龍三 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 30日まで 令和7年10月9日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第5号 群馬県伊勢崎市富塚町206番地3 再生債務者 佐藤 祐介 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 31日まで 令和7年10月10日 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年（再イ）第266号 東京都杉並区堀ノ内2-11-16-402 再生債務者 石井恵津子 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 27日まで 令和7年10月9日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第59号 宮城県多賀城市高橋5丁目17番4号 再生債務者 川村 栄一 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 30日まで 令和7年10月9日 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第6号 山形県酒田市東泉町2丁目4番地の10 再生債務者 斎藤 秀二 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 31日まで 令和7年10月10日 山形地方裁判所酒田支部	令和7年（再イ）第42号 千葉県流山市木2丁目25番地の4 グラン ソレイユ201、前住所千葉県流山市野谷195 番地の2（運A9街区1）202 再生債務者 宮國 大毅 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 31日まで 令和7年10月3日 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年（再イ）第326号 東京都千代田区神田須田町1-30-1-516 再生債務者 八木雄一朗 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 27日まで 令和7年10月9日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第53号 埼玉県幸手市大字木立233番地 再生債務者 栗原 文子 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 30日まで 令和7年10月9日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第7号 山形県酒田市駅東1丁目5番地の16 再生債務者 土門 亮太 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 31日まで 令和7年10月10日 山形地方裁判所酒田支部	令和7年（再イ）第76号 千葉県松戸市小金原7丁目35番地の33 再生債務者 高田 裕嗣 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 31日まで 令和7年10月3日 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（再イ）第56号 東京都日野市多摩平3丁目9番地の13 再生債務者 石川 浩司 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 31日まで 令和7年10月10日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年（再イ）第44号 堺市堺区東雲西町3丁2番11号 再生債務者 野村 文子 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 6日まで 令和7年10月9日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和7年（再イ）第19号 山口県下関市楠乃4丁目5番5号 再生債務者 中村 正美 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月9日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 30日まで 令和7年10月9日 山口地方裁判所下関支部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月31日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 7日まで 令和7年10月10日 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年（再イ）第43号 愛知県碧南市神有町1丁目40番地8 再生債務者 伊藤友実好 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 31日まで 令和7年10月10日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和7年（再イ）第10号 三重県名張市豊後町269番地8 再生債務者 宮崎 陽子 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 7日まで 令和7年10月10日 津地方裁判所伊賀支部	令和7年（再イ）第55号 北九州市八幡西区京良城町10番22-401号 再生債務者 松尾 龍天 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 30日まで 令和7年10月9日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年（再イ）第6号 福岡県直方市湯野原2丁目13番6号 再生債務者 砂永 敦 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月31日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 31日まで 令和7年10月10日 福岡地方裁判所直方支部
令和7年（再イ）第45号 千葉県流山市平和台4丁目9番地 アルモ ニーハウス台式番館102 再生債務者 西村 優作 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 5日まで 令和7年10月8日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年（再イ）第49号 京都府宇治市木幡北畠27番地の23 再生債務者 鎌足 直滋 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 10日まで 令和7年10月10日 京都地方裁判所第5民事部再生係	令和6年（再イ）第34号 兵庫県伊丹市寺本東1丁目6番41-2号 再生債務者 川上 誠 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月31日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 31日まで 令和7年10月10日 長崎地方裁判所民事部個人再生係	令和7年（再イ）第10号 青森市原別4丁目6番7号 再生債務者 東 隆幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 7日まで 令和7年10月10日 青森地方裁判所民事部再生係
令和7年（再イ）第25号 山梨県甲府市上曾根町3662番地467 再生債務者 栗林 裕太 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 6日まで 令和7年10月9日 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年（再イ）第29号 神戸市東灘区岡本3丁目9番28-302号（従 前の住所） 兵庫県芦屋市大東町18番6-413 号 再生債務者 河合 良成 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 30日まで 令和7年10月9日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年（再イ）第51号 兵庫県姫路市上手野138番地8 再生債務者 氏原 修二 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月31日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 7日まで 令和7年10月10日 神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係	令和7年（再イ）第11号 青森市原別4丁目6番7号 再生債務者 東 春香 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 7日まで 令和7年10月10日 青森地方裁判所民事部再生係
令和7年（再イ）第17号 長野県松本市筑摩1丁目14番5号 グレイス タウンA201 再生債務者 岡崎 宇史 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 6日まで 令和7年10月9日 長野地方裁判所松本支部	令和7年（再イ）第53号 兵庫県姫路市大津区平松242番地3 再生債務者 万農園こと 万壽本佳明 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月30日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 6日まで 令和7年10月9日 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年（再イ）第52号 兵庫県姫路市上手野138番地8 再生債務者 氏原 みき	1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月31日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 7日まで 令和7年10月10日 青森地方裁判所民事部再生係

令和7年（再イ）第20号	小規模個人再生による再生手續廃止
高知市高須新木7番27号 レオパレスウェルカム206 再生債務者 岡村 里美	令和7年（再イ）第22号 埼玉県春日都市備後東7丁目20番2号 再生債務者 江崎新太郎こと 江寄新太郎
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月16日付け再生計画案	1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月7日	2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月7日まで	令和7年10月9日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係
令和7年10月10日 高知地方裁判所民事部個人再生係	令和7年（再イ）第45号 静岡県島田市横井3丁目26番17号 再生債務者 原 幸司
令和7年（再イ）第30号 神戸市西区伊川谷町長坂977番地の173 再生債務者 木下 省吾	1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。
1 決議に付する再生計画案 令和7年10月1日付け再生計画案	令和7年10月9日 静岡地方裁判所民事第2部
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月10日	令和7年（再イ）第145号 愛知県半田市新居町4丁目145番地の12 再生債務者 樋高 善幸
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月10日まで	1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。
令和7年10月9日 神戸地方裁判所明石支部再生係	令和7年10月9日 名古屋地方裁判所民事第2部 給与所得者等再生による再生手続開始
令和7年（再イ）第31号 神戸市西区伊川谷町長坂977番地の173 再生債務者 木下 阿李	令和7年（再イ）第3号 東京都足立区扇2丁目6番22-601号（申立時の住所）名古屋市中区栄5-21-2 浅井コープ6-402 再生債務者 岸田 博樹
1 決議に付する再生計画案 令和7年10月1日付け再生計画案	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月10日	3 再生債権の届出期間 令和7年10月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月6日から令和7年11月13日まで
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月10日まで	名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年10月9日 神戸地方裁判所明石支部再生係	
小規模個人再生による再生計画不認可	
令和7年（再イ）第21号 兵庫県明石市魚住町西岡1310番地の5 ロワイヤル明石魚住306号 再生債務者 越石 達也	
1 主文 本件再生計画を認可しない。 2 理由の要旨 令和7年9月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条2項1号に定める事由がある。	
令和7年10月9日 神戸地方裁判所明石支部再生係	

令和7年（再口）第4号 大分市南太平寺3丁目6番29 ラポール羽屋101（住民票上の住所）大分市畠中4丁目7番71号 再生債務者 森 健	令和7年（再口）第2号 千葉県松戸市和名ケ谷734番地の26、前住所 東京都台東区台東4丁目4番2-403号ラグジュアリーアパートメント御徒町 再生債務者 良元 清志
1 決定年月日時 令和7年10月10日午後1時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。	1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年9月29日付け再生計画案
3 再生債権の届出期間 令和7年11月7日まで	2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年12月12日まで	3 2の書面の提出期間 令和7年11月4日まで 令和7年10月6日 千葉地方裁判所松戸支部民事部
	令和7年（再口）第1号 京都府福知山市宇榎原721番地の6、前住所 京都府福知山市昭和新町176番地の1 T・クオーズ102号 再生債務者 筒井 草太
	1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年9月18日付け再生計画案
	2 書面で意見を述べができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
	3 2の書面の提出期間 令和7年11月10日まで 令和7年10月9日 京都地方裁判所福知山支部個人再生係 給与所得者等再生による再生計画認可
	令和6年（再口）第2号 山口県光市浅江6丁目9番12号 再生債務者 田中 敬士
	1 主文 本件再生計画を認可する。
	2 理由の要旨 令和7年8月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
	令和7年10月10日 山口地方裁判所周南支部
	令和6年（再口）第12号 神奈川県茅ヶ崎市松が丘2丁目12番29号 再生債務者 古越 達朗
	1 主文 本件再生計画を認可する。
	2 理由の要旨 令和7年9月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
	令和7年10月9日 横浜地方裁判所第3民事部再生係

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第10号

茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号
申立人 ひたちなか市長 大谷 明
住所・居所 不明
(最後の住所) 茨城県ひたちなか市八幡町4番21号
所有者・共有者 亡山本昇相続財産

届出期間満了日 令和7年12月8日
令和7年10月7日 水戸地方裁判所

(別紙) 物件目録

- 所在 ひたちなか市八幡町
地番 7150番2
地目 宅地
地積 239.39平方メートル
- 所在 ひたちなか市八幡町
地番 7150番1
地目 宅地
地積 157.65平方メートル
不明共有者の持分 4分の1
- 所在 ひたちなか市八幡町7150番地2
家屋番号 7150番2
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 91.09平方メートル

令和7年(チ)第5号

岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地
申立人 大垣市長 石田 仁
最後の住所 岐阜県大垣市代官町48番地
所有者 亡若園乙男相続人亡若園友彦相続財産
(不動産登記記録上の所有者) 若園 乙男

届出期間満了日 令和7年12月5日

令和7年10月7日 岐阜地方裁判所大垣支部
(別紙) 物件目録

- 所在 大垣市代官町
地番 48番3
地目 宅地
地積 34.71平方メートル

- 所在 大垣市代官町 48番地3
家屋番号 48番3
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 29.60平方メートル
2階 24.16平方メートル

令和7年(チ)第10号

北九州市小倉北区城内1番1号
申立人 北九州市長 武内 和久
住所・居所 不明

(亡夏村静夫の最後の住所・不動産登記記録上の住所) 北九州市小倉南区北方3丁目47番13号

所有者 亡夏村静夫相続財産

届出期間満了日 令和7年12月7日

令和7年10月7日 福岡地方裁判所小倉支部
(別紙) 物件目録

- 所在 北九州市小倉南区北方3丁目
地番 860番1
地目 宅地
地積 194.73平方メートル
- 所在 北九州市小倉南区北方3丁目860番地1
家屋番号 860番1
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 83.84平方メートル
2階 31.86平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第5号

青森市長島1丁目1番1号
申立人 青森県
住所・居所 不明
(最後の住所) 大阪府岸和田市松風町14番7号
(不動産登記記録上の住所) 大阪府堺市大美野134番地13
所有者 吉田 恒平
届出期間満了日 令和7年12月5日
令和7年10月6日 青森地方裁判所

(別紙) 物件目録

- 所在 むつ市脇野沢渡向
地番 414番

地目 田
地積 1297平方メートル

- 所在 むつ市脇野沢渡向
地番 415番

地目 田
地積 873平方メートル

令和7年(チ)第10号

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
申立人 東京電力パワーグリッド株式会社
住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 神奈川県藤沢市長後1142番地の1
所有者 関口 彰
届出期間満了日 令和7年12月2日

令和7年10月7日 東京地方裁判所立川支部
(別紙) 物件目録

- 所在 町田市森野五丁目
地番 492番2
地目 山林
地積 158平方メートル

令和7年(チ)第23号

愛知県瀬戸市余床町447番地
申立人 加藤 正也
住所・居所・不動産登記簿上の住所 不明
所有者 加藤光太郎
届出期間満了日 令和7年12月8日

令和7年10月7日 名古屋地方裁判所
(別紙) 物件目録

- 所在 瀬戸市余床町
地番 448番2
地目 公衆用道路
地積 23平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続しこれ及び丙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年10月11日
東京都千代田区丸の内二丁目二番二号丸の内二重橋ビルディング

(甲) デロイトトーマツコンサルティング
ラードバイザリー合同会社
代表社員 堀島 和宏

東京都千代田区丸の内二丁目二番二号丸の内二重橋ビルディング

(乙) デロイトトーマツコンサルティング
グ合同会社
代表社員 神山 友佑

東京都千代田区丸の内二丁目二番二号丸の内二重橋ビルディング

(丙) デロイトトーマツリスクアドバイ
ザリー合同会社
代表社員 岩村 篤

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しこれは解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終賃貸対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 宮報

掲載の日付 令和7年七月十六日
掲載頁 七十一頁(号外第一六三号)

(乙) 掲載紙 宮報

掲載の日付 令和7年一月十六日
掲載頁 五十七頁(号外第八号)

令和7年十月二十二日
東京都台東区東上野二丁目二番一四号

(甲) 株式会社大都製作所
代表取締役 木原 海鵬

名古屋市中村区堀江通二丁目一七番地
(乙) 株式会社遊技機会館
代表取締役 木原 茂成

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しこれは解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終賃貸対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和7年十月一日
掲載頁 十一頁

(乙) http://www.iromgroup.co.jp

令和7年十月二十一日
東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

(甲) ピー・エックス・シェイ・ピー・
ソイ・ホールディングス株式会社
代表取締役 坂本 篤彦

東京都千代田区富士見二丁目一〇番二号
(乙) 株式会社アイロムグループ
代表取締役 森 豊隆

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終事業年度に係る貸借対照表は、各組合の主たる事務所に備え置いております。

令和七年十月二十一日

神奈川県逗子市佐島三丁目五番一号
(甲) 湘南漁業協同組合
代表理事 福本 憲治

神奈川県横須賀市小坪五丁目二〇番四号
(乙) 小坪漁業協同組合
代表理事 大竹 清司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 確定した最終事業年度はありません。
令和七年十月二十一日

静岡県静岡市駿河区丸子六二九〇一九一七
(甲) 株式会社ネオリックス
代表取締役 小山 悠介

静岡県静岡市駿河区北丸子二丁目二九一七
(乙) よりごころ株式会社
代表取締役 小山 悠介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月二十三日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 株式会社宝美堂
代表取締役 渡邊 智浩

(乙) 株式会社G o o d Way
代表取締役 渡邊 智浩

(甲) 大阪市中央区南船場三丁目四番二六号
代表取締役 渡邊 智浩

(乙) 大阪市中央区南船場三丁目四番二六号
代表取締役 渡邊 智浩

令和七年十月二十一日
東京都港区虎ノ門四丁目一番一号

(甲) 日本たばこ産業株式会社
代表取締役社長 寺畠 正道

(乙) 塩野義製薬株式会社
代表取締役会長兼社長CEO 手代木 功

(甲) 東京都港区六本木六丁目一〇番一號
代表取締役 高田 隆太郎

(乙) 東京都港区六本木六丁目一〇番一號
代表取締役 杉山 直人

令和七年十月二十一日
東京都港区六本木六丁目一〇番一號

(甲) ディライトワークス・キャピタル
株式会社
代表取締役 高田 隆太郎

(乙) ディライトワークス株式会社
代表取締役 庄司 謙仁

(甲) 東京都港区虎ノ門四丁目一番一号
代表取締役 今井 良典

(乙) 東京都港区虎ノ門四丁目一番一号
代表取締役 岡田 恭直

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により中三エス・ティ
株式会社(乙)、住所東京都台東区寿三丁目一〇番
一(号)の不動産管理事業に関する権利義務を承
継することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、当社
の株主総会の承認決議は令和七年十月十四日に終
了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月八日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年八月五日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年十月八日

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出
期日 令和七年十月二十一日

(甲) 株式会社L C I
代表取締役 岡田 恭直
東京都千代田区大手町一丁目六番一号

令和七年十月二十一日
東京都港区六本木六丁目一〇番一號

(甲) ディライトワークス・キャピタル
株式会社
代表取締役 高田 隆太郎

(乙) ディライトワークス株式会社
代表取締役 庄司 謙仁

(甲) 東京都港区虎ノ門四丁目一番一号
代表取締役 今井 良典

(乙) 東京都港区虎ノ門四丁目一番一号
代表取締役 岡田 恭直

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲がその営む介護福祉事業に関する法人の株式及び基金返済請求権を所有及び管理する事業に関して有する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

令和七年十月二十一日
東京都港区六本木六丁目一〇番一號

(甲) ディライトワークス・キャピタル
株式会社
代表取締役 高田 隆太郎

(乙) ディライトワークス株式会社
代表取締役 庄司 謙仁

(甲) 東京都港区虎ノ門四丁目一番一号
代表取締役 今井 良典

(乙) 東京都港区虎ノ門四丁目一番一号
代表取締役 岡田 恭直

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲がその営む介護福祉事業に関する法人の株式及び基金返済請求権を所有及び管理する事業に関して有する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

(甲) 揭載紙 官報
掲載日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載日付 令和七年十月十日

令和七年十月二十一日
東京都港区六本木六丁目一〇番一號

(甲) ディライトワークス・キャピタル
株式会社
代表取締役 高田 隆太郎

(乙) ディライトワークス株式会社
代表取締役 庄司 謙仁

(甲) 東京都港区虎ノ門四丁目一番一号
代表取締役 今井 良典

(乙) 東京都港区虎ノ門四丁目一番一号
代表取締役 岡田 恭直

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社サンレー(いまーるホールディングス(住所沖縄県那覇市壺川三丁目一番地七)に対して当社の資産運用事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。確定した最終の事業年度はありません。

令和七年十月二十一日

北九州市小倉北区上富野四丁目一番二五号

代表取締役 佐久間庸和
日生殖産株式会社

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和七年十一月三日であり、組織変更後の商号は経営総合研究所株式会社としります。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十一日

福島県伊達市保原町東台後一五—三

C K I 合同会社
代表社員 一條 純規

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十一日

京都府京都市中京区西ノ京二丁目二番二号

合同会社 R C S
代表社員 赤城 拓哉

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十一日

京都府京都市中京区西ノ京二丁目二番二号

合同会社 R C S
代表社員 赤城 拓哉

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十一日

京都府京都市中京区西ノ京二丁目二番二号

合同会社 R C S
代表社員 赤城 拓哉

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十一日

京都府京都市中京区西ノ京二丁目二番二号

合同会社 R C S
代表社員 赤城 拓哉

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十一日

京都府京都市中京区西ノ京二丁目二番二号

合同会社 R C S
代表社員 赤城 拓哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年十月二十一日
東京都練馬区南大泉五丁目三五番地六号

BLハウス二F 合同会社ヒビノクラシ
代表社員 児玉 雄大

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年十月二十一日
東京都練馬区南大泉五丁目三五番地六号

B Lハウス二F 合同会社ヒビノクラシ
代表社員 児玉 雄大

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年十月二十一日
東京都練馬区南大泉五丁目三五番地六号

BLハウス二F 合同会社ヒビノクラシ
代表社員 児玉 雄大

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年十月二十一日
東京都練馬区南大泉五丁目三五番地六号

BLハウス二F 合同会社ヒビノクラシ
代表社員 児玉 雄大

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年十月二十一日
東京都練馬区南大泉五丁目三五番地六号

BLハウス二F 合同会社ヒビノクラシ
代表社員 児玉 雄大

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年十月二十一日
東京都練馬区南大泉五丁目三五番地六号

BLハウス二F 合同会社ヒビノクラシ
代表社員 児玉 雄大

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年十月二十一日
東京都練馬区南大泉五丁目三五番地六号

BLハウス二F 合同会社ヒビノクラシ
代表社員 児玉 雄大

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年十月二十一日
東京都練馬区南大泉五丁目三五番地六号

BLハウス二F 合同会社ヒビノクラシ
代表社員 児玉 雄大

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年十月二十一日
東京都練馬区南大泉五丁目三五番地六号

BLハウス二F 合同会社ヒビノクラシ
代表社員 児玉 雄大

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年十月二十一日
東京都練馬区南大泉五丁目三五番地六号

BLハウス二F 合同会社ヒビノクラシ
代表社員 児玉 雄大

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年十月二十一日
東京都練馬区南大泉五丁目三五番地六号

BLハウス二F 合同会社ヒビノクラシ
代表社員 児玉 雄大

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年十月二十一日
東京都練馬区南大泉五丁目三五番地六号

BLハウス二F 合同会社ヒビノクラシ
代表社員 児玉 雄大

令和七年十月二十一日

横浜市旭区若葉台一丁目三番一三〇一号

J u s t i t i a p a r t n e r s h i p
同会社

Right Turn Around
代表社員 西尾 恵子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年十月二十一日
東京都世田谷区上祖師谷一丁目八番二号

広島市安佐南区祇園三丁目二五番三三一一
○一号

Right Turn Around
同会社
代表社員 竹板 宏樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年十月二十一日
東京都世田谷区上祖師谷一丁目八番二号

Right Turn Around
同会社
代表社員 竹板 宏樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年十月二十一日
東京都世田谷区上祖師谷一丁目八番二号

Right Turn Around
同会社
代表社員 竹板 宏樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年十月二十一日
東京都世田谷区上祖師谷一丁目八番二号

Right Turn Around
同会社
代表社員 竹板 宏樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年十月二十一日
東京都世田谷区上祖師谷一丁目八番二号

Right Turn Around
同会社
代表社員 竹板 宏樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年十月二十一日
東京都世田谷区上祖師谷一丁目八番二号

Right Turn Around
同会社
代表社員 竹板 宏樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年十月二十一日
東京都世田谷区上祖師谷一丁目八番二号

Right Turn Around
同会社
代表社員 竹板 宏樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年十月二十一日
東京都世田谷区上祖師谷一丁目八番二号

Right Turn Around
同会社
代表社員 竹板 宏樹

令和七年十月二十一日

東京都文京区水道二丁目一二番二五号

東京ロボティクス株式会社

代表取締役 坂本 義弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千七百万円減少し六百

万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月二十一日
東京都世田谷区上祖師谷一丁目八番二号

有限会社梓造園土木
代表取締役 島山 剛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千三百九十五万五百円

減少し、資本金九千万円、資本準備金二千九十五

万五百円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年四月十七日

掲載頁 七十七頁 (号外第八十七号)

令和七年十月二十一日
東京都目黒区上目黒一丁目一四一六メゾン

バルウッド一階店舗区画
アンドスピリッツ株式会社
代表取締役 黒田 亜衣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千五百万円減少するこ

とにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年十月十日

掲載頁 一二〇頁 (号外第二二七号)

令和七年十月二十一日
三重県津市森町一九四五番地一
株式会社マツダコスモ
代表取締役 松田 好旦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億四千二百六十五万九

千六十円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

<http://robotics.tokyo/>

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百万円減少し三百万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年十一月二十五日であり、株主総会の決議は、令和七年十月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社につき最終事業年度はありません。令和七年十月二十一日

北九州市小倉北区宇佐町一丁目五番一二号

一F

株式会社エレコス
代表取締役 岩崎 尚将

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十億円減少する」といたしました。

株主総会の決議は、令和七年九月十九日に終了

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十日
掲載頁 一一六頁 (号外第一三八号)

令和七年十月二十一日 東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

新日本 PET FILM 投資株式会社
代表取締役 本多 聰

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十億円減少する」といたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十日
掲載頁 一一六頁 (号外第一三八号)

令和七年十月二十一日 東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

新日本 PET FILM 投資株式会社
代表取締役 本多 聰

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十億円減少する」といたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年七月八日
掲載頁 十一頁

令和七年十月二十一日 東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地

株式会社ひらく
代表取締役 染谷 拓郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を一億円減少し、それぞれ一千万円、〇円とする

ことになりました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしま

すので、効力発生日後は資本金の額及び資本準備

金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十一日

株式会社エレコス
代表取締役 岩崎 尚将

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十億円減少する」といたしました。

株主総会の決議は、令和七年九月十九日に終了

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十日
掲載頁 一一六頁 (号外第一三八号)

令和七年十月二十一日 東京都千代田区神田錦町三丁目一七番一

JAMP ファンド・マネジメント株式会社
代表取締役 大原 啓一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千九百六万二千五百

八十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十日
掲載頁 一一六頁 (号外第一三八号)

令和七年十月二十一日 東京都千代田区神田錦町三丁目一七番一

JAMP ファンド・マネジメント株式会社
代表取締役 大原 啓一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千九百六万二千五百

八十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年七月八日
掲載頁 一一頁

令和七年十月二十一日 東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地

株式会社ひらく
代表取締役 染谷 拓郎

合併公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。また、存続会社である甲は、資本金の額を五千五十万円減少することにいたしました。

この合併又は資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載の日付 令和七年十月二十一日

株式会社エレコス
代表取締役 岩崎 尚将

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。ので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十一日

株式会社エレコス
代表取締役 岩崎 尚将

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十一日

株式会社エレコス
代表取締役 岩崎 尚将

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十一日

株式会社エレコス
代表取締役 岩崎 尚将

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十一日

株式会社エレコス
代表取締役 岩崎 尚将

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十一日

株式会社エレコス
代表取締役 岩崎 尚将

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十一日

株式会社エレコス
代表取締役 岩崎 尚将

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十一日

株式会社エレコス
代表取締役 岩崎 尚将